

12世紀前半のサンチャゴ・デ・コンポステラにおけるコミューン運動（中）

関 哲 行

I はじめに

本稿は「12世紀前半のサンチャゴ・デ・コンポステラにおけるコミューン運動（上）」⁽¹⁾の続編をなすものであり、コミューン運動研究の大前提として、そこで触ることのできなかった11世紀後半～12世紀前半の都市的拡大、都市プラン、政治・経済・社会構造及び都市・農村関係の分析を目的としている。

II 都市的大拡大

11世紀前半までの政治・経済・社会・軍事・宗教的諸機能の集中を踏まえて、続く11世紀後半～12世紀前半にかけサンチャゴは、聖堂付属学校の開設にみられるように文化的中心地機能も兼ね併せ、著しい経済発展と都市的拡大を経験した⁽¹⁾。再征服・再植民運動に伴う耕地面積の拡大、農業技術や耕作形態の改良による農業生産力の増大、アルフォンソ6世時代の西ヨーロッパへの開放政策、パーリア収入の増加による貨幣経済の拡充⁽²⁾に加え、以下の諸点がそれに寄与した。

ヘルミレスは城壁の更なる拡大、周域城塞の新設・再建、イスラム教徒やノルマン人の侵攻を大西洋上で食い止め、また対外交易を振興すべく、ピサやジェノバから造船技術者を招聘してカスティーリャ最初の海軍と造船所をサンチャゴの外港パドロン Padrón に建設した⁽³⁾。都市領主権力によるこうした精力的な軍事政策の結果、12世紀前半になるとイスラム教徒やノルマン人の侵入はほぼ終息し、都市と周域双方の安全性が強化された。1095年にガリシア伯ラモン・デ・ボルゴニヤ Ramón de Borgoña (以下ラモンと略記) が発し同年アルフォンソ6世が確認した周域平和令や、1124年にヘルミレスがガリシア全土に展開した「神の平和」運動は、それを一層補強したであろう。『サンチャゴ教会文書集』や『コンポステラ史』によれば、「…周域において商取引きを欲する…いかなる（在地）商人もしくはこの都市の住民といえども…いかなる者に

よっても取り押さえられたり略奪されではならず…」…nullus mercator vel hujus civitatis habitator … volens mercari in … terra non sit pignoratus vel depredatus ab aliquo …⁽⁴⁾、「…(遠隔地) 商人・巡礼・農民が平和のうちにあり、安全に周域を通行す…」… negotiatores et peregrini et laboratores in pace sint et securi per terras eant …⁽⁵⁾ べきとされ、その違反者は有力貴族であっても処罰されたからである⁽⁶⁾。都市と周域双方の安全性強化と平和維持を前提として、また周域農民に対する恣意的支配の部分的正を背景に、この時期の周域では、多くの新開発村《vilas novas》の出現に示される大幅な人口増加と農業生産力の拡充がみられた⁽⁷⁾。都市領主権力は1105年の都市法や1133年の市場令にみられるように、都市住民への様々な特権付与、商業・手工業活動や市場の保護・育成に意を用いる一方で、周域農民の誘致政策を積極的に推進したのであった⁽⁸⁾。915年以来都市住民は出身地やかつての身分の如何を問わず、サンチャゴ教会のみに服する自由身分とされてきたが⁽⁹⁾、それは後掲の1105年の都市法においても確認された。都市領主権力はこれを利用して、また同都市法の中に盛りこまれた種々の特権付与規定、流通税免除特権を梃子に、12世紀を通じ周域農民の市内誘致を盛んに行つたのである⁽¹⁰⁾。サンチャゴの都市的拡大は、何よりもまずサンチャゴから30～40km圏の周域からの人口流入によるものであった⁽¹¹⁾。

ところでサンチャゴ教会は11世紀末～12世紀前半の時期に、教会所領やイムニテート inmunidad 権の拡大を基礎に周域支配を一層強化し、教会収入を増加させた⁽¹²⁾。これらが、市内における商業・手工業の発展に基く収入と共に、教会収入の大半を構成したのであった⁽¹³⁾。聖ヤコブの墓を擁し「第二のローマ」 Segunda Roma を目指すサンチャゴ教会は、都市の「聖性」 *santidad* を強化してその宗教的権威を高め、より多くの巡礼を集めべく、またそれを背景にローマ以来の歴史と伝統をもつトレド Toledo やプラガ Braga 教会に対抗し、「スペイン第一の教会」 Primera Iglesia de España としての地位を確立するためにも、大規模な都市空間の再開発事業に着手する必要があった⁽¹⁴⁾。そのため前掲のような多大な収入を得ていたサンチャゴ教会は、2度にわたるローマ巡礼を経て明確な都市プランをもっていた初代大司教ヘルミレスの時代に、カテーテラル——1120年頃にはほぼ完成した——や城壁の一層の拡大・強化、市内にある教区教会・修道院・聖堂付属学校の新設もしくは修復、施療院・巡礼用の宿泊施設・水道設備・街路の新增設を行い、それに莫大な資本を投下していったのである⁽¹⁵⁾。このことは、市内における商業・手工業の発展、都市住民による家屋建設ラッシュと相まって労働市場を拡大し、多くの周域農民を都市へ引き寄せる原因となった。

11世紀後半、とりわけ11世紀末以降サンチャゴ巡礼は、サンチャゴ教会やクリュニー会の保護下にますます盛んとなり、サンチャゴの経済発展と都市的拡大に多大な寄与をした。『聖ヤコブの書』によれば、当時のサンチャゴには「…フランス人・ノルマン人・スコットランド人・アイルランド人・ウェールズ人・ドイツ人・イベリア人・ガス

コニユ人…不敬なナバーラ人・バスク人…プロヴァンス人…ロレーヌ人…イングランド人・ブルターニュ人…フランドル人・フリージア人…イタリア人…アブリア人…アキテヌ人・ギリシア人・アルメニア人・ダキア人・ノルウェー人・ロシア人…ローマ人…トスカナ人・カラブリア人・ザクセン人・シチリア人…クレタ人…サルデニャ人・キプロス人・マジャール人・ブルガール人…その他無数の人々が（巡礼として）…やつてきた」… adueniunt … Franci , Normanni , Scotti , Hiri , Galli , Theutonici , Yberi … Nauarri impii , Bascli … Prouinciales … Lotharingi … Angeli , Britones … Flandri , Frisi … Itali , Apuli … Aquitani , Greci , Armeni , Daci , Noroequi , Russi … Romani … Tuscani , Kalabriani , Saxones , Siciliani … Creti … Sardani , Cipriani , Ungari , Bulgari … et cetere gentes innumerabiles …⁽¹⁶⁾ ばかりではない。パレスティナ・シリア・エチオピア・インドなどのオリエント地域からも、蝟集してきたのである⁽¹⁷⁾。更に「そこ（サンチャゴ）には…貧者・富者…騎士・歩兵…不具者…貴族…修道院長（といった様々な人々）…もやつてきた」 Illuc … tendunt pauperes , felices … equites … pedites … manci … nobiles … abbates …⁽¹⁸⁾ のであった。成立の経緯からして、『聖ヤコブの書』には多少の誇張が含まれており、前掲の文言——特にオリエント地域からの巡礼に関する部分——をそのまま信ずることはできない。とはいえ様々な地域・階層のキリスト教徒がサンチャゴ巡礼を行ったことは、現在の研究状況に照らしてみてもほぼ間違いないところである⁽¹⁹⁾。

ところでこれら巡礼の大半は数日間市内の旅館に滞在し、サンチャゴ教会をはじめとする多くの教会・修道院に参拝して多額の金品を寄捨する傍ら、サンチャゴ教会に献燈するローソク、金属製ホタテ貝やバッジなどの土産物を購入した。同時に帰路に必要な食料品・靴・衣服なども買いこみ、サンチャゴと周域経済発展の原動力のひとつとなつた⁽²⁰⁾。こうした巡礼の一部、殊にフランス人は商人・手工業者としてフランス人街に定住し、都市的拡大の一因ともなつたのである⁽²¹⁾。

かくてサンチャゴは11世紀後半～12世紀前半にかけ、都市領主権力の主導とサンチャゴ巡礼の一層の盛行を背景に多くの周域農民・一部の外国人を来住させ、更にいくつかの商人・手工業者定住区をも取り込んで、12世紀中葉には約30 ha の囲壁内面積をもつ有力巡礼路都市へと発展した⁽²²⁾。9世紀初頭の囲壁内面積が約9 ha であること⁽²³⁾を考えると、サンチャゴはこの350年間に約10倍の急成長を遂げたことになる。急激な人口増加のため、サン・マルティン・ピナリオ San Martin Pinario 修道院の修道士たちは手を洗う水にすら事欠き、そのためヘルミレスが水道建設を急がせたとのエピソード⁽²⁴⁾は、それを裏づけるものであろう。他方ガルシア・アルバレスのガリシア地方に関する人口研究によれば、10世紀初頭のサンチャゴの囲壁内面積は約3.5 ha で、都市人口は約500人であった⁽²⁵⁾。12世紀中葉の囲壁内面積約30 ha を前提とした時、当時の都市人口は4000人程度であつてと推定される。

III 都市プラン⁽¹⁾

南北約700m・東西約450mと南北に長く長方形に近い都市プランをもつ12世紀中葉のサンチャゴは、前掲のように堅固な城壁に囲まれ、7つの城門を有した。これらのうち最も重要なものは巡礼路 Camino 門であり、ピレネー以北から長い月日をかけて巡礼路を辿ってきた巡礼の大半は、ここから最終目的地であるサンチャゴ市内に入った⁽²⁾。海上ルートを利用した巡礼はパドロンもしくはラ・コルーニャ La Coruña に上陸し、巡礼路門、ラ・ペニャ La Peña 門、ファヘイラ Faxeira 門——ポルトガルからの巡礼もこれを利用した——から入城した⁽³⁾。聖ヤコブの墓を擁するサンチャゴ教会は、都市のほぼ中央に位置し、それに隣接して大司教館・司教座聖堂参事会（以下、聖堂参事会と略記）館・アンテアルタレス修道院が立ち並んでいた。これらが、アンテアルタレス修道院付属教会、サンタ・マリア・デ・ラ・コルティセラ Santa María de la Corticela 教区教会、サンチャゴ教会の北門付近にあった施療院・造幣所・パライソ Paraíso 広場、都市住民に都市領主の命令を知らせる告知塔と共に、都市の中核部を構成した⁽⁴⁾。この中枢部を保護するように、中枢部と城壁の間を半円形に取り囲んでいたのが、サン・マルティン・ビナリオ修道院とサン・ミゲル・デ・システィーナ San Miguel de Cisterna 教区教会をはじめとする4つの教区教会群であった⁽⁵⁾。城壁外にも1つの教区教会と2つの修道院が配置され、従って12世紀中葉のサンチャゴにおける教会・修道院総数は、アンテアルタレス修道院とその付属教会を1つと数えれば、12——このうち教区教会数は6——となる⁽⁶⁾。この12という数字は、城門7、サンチャゴ教会と教区教会の総数7と同様にシンボリックな数字である。前者は12使徒を、後者は『創世記』の天地創造に要した日数を想記させるからである。聖ヤコブが聖ヨハネの兄弟で12使徒の1人であったこと、ヘルミレスがサンチャゴを「聖なる都市」ciudad apostólica・「第2のローマ」たらしめんとして都市空間の再開発を行ったこと⁽⁷⁾を考え併せる時、これらの数字と都市プランには深い聖書的意味が含まれていたとみるべきであろう。この他サンチャゴには、巡礼や貧民のための施療院・宿泊施設・聖堂付属学校も存在したが、これらも都市の「聖性」強化の上で重要な装置であった。「聖なる都市」は巡礼・貧民・病人の保護施設を備えているばかりか、聖堂付属学校に体現された文化的中心でなければならなかったからである⁽⁸⁾。

サンチャゴの主要街路が南北に走るなかで、巡礼路門を起点とするフランス人街のみは、東西に走っていた。多くの巡礼で喧噪を極めたこのフランス人街は、サンチャゴ経済の中核であり、両替商その他の商人の店舗・旅館が軒を並べ、その西端にはパライソ広場が存在した⁽⁹⁾。カルデレリア Calderería 街・アルガラ Algara 街・ヴィラール Vilar 街北端のサンチャゴ教会南門付近には、鍛冶職・靴職をはじめとする様々な職種

の手工業者が集住した。またヘルミレスによる都市再開発事業の一環として設設されたヌエヴァ Nueva 街には、ヘルミレスの住民誘致政策の結果、周域やそれ以外の地域出身の下級貴族・商人・手工業者が定住し、経済活動を営んだ⁽¹⁰⁾。市場はパライソ広場、マサレロス Mazarelos 門近くのマサレロス広場、サン・マルティン・ピナリオ修道院前の市場広場の他に、サンチャゴ市南西約500mの囲壁外にあったカンポ・デ・ブエナ・ビスタ Campo de Buena Vista でも開催された⁽¹¹⁾。ユダヤ人・モーロ人については、ファヘイラ門近くのバウティサード Bautizado 街に街区を形成しつつ、隣接集住したと考えられる⁽¹²⁾。

IV 教会組織

(1) 聖堂参事会 cabildo

(a) 聖堂参事会制度の整備⁽¹⁾

11世紀中葉までの聖堂参事会は、参事会固有の財産 mesa capitular をもたず司教に直属し、聖堂参事会長 deán も司教により任命された⁽²⁾。聖堂参事会は、聖堂参事会長とその監督下にあった宝物監理官 tesorero ・所領監理官 prepósito ・司祭長 arcipreste ・学監 maestrescuela など24名の参事会員から構成された⁽³⁾。これらの聖堂参事会員は、11世紀初頭の聖堂参事会長アルフォンソ・エイリス Alfonso Eiriz の例にみられるように、サンチャゴ近郊の貴族家門の出身であり、司教から封土や職封を与えられていた⁽⁴⁾。

ところで11世紀中葉までのサンチャゴにあっては、歴代司教は国王により任命され、しかもガリシア地方の有力貴族家門の出自であった。例えば10世紀初頭のサンチャゴ司教グンデシンド・アロイティス Gundesindo Aloitiz は、ガリシア地方の有力貴族家門エルメネヒルド Hermenegildo 家の出身で、国王オルドニョ Ordoño 2世により司教に叙任された⁽⁵⁾。10世紀中葉のサンチャゴ司教シスナンド・メネンディス Sisnando Menéndiz 、11世紀初頭のサンチャゴ司教ペドロ・マルティネス Pedro Martínez も同じくエルメネヒルド家の出身で、前者を司教に任命したのは国王オルドニョ 3世であった⁽⁶⁾。ガリシア地方の有力貴族家門、それも特定の家門による司教職の独占は、司教による聖堂参事会への強い支配と相まって、サンチャゴ教会を特定有力貴族家門の権力政策・所領拡大政策に従属させる結果となり、教会の利益を大きく損うこととなった⁽⁷⁾。そこで1055年と1056年にコヤンサ Coyanza とサンチャゴで公会議が開催され、俗権の排除と教会の政治・経済的自立性の強化、教会財産の防衛を主内容とする教会改革が決議された⁽⁸⁾。だが貴族権力の抵抗は根強く、1069年には改革派司教グデステオ Gudesteo ——エルメネヒルド家と対抗する有力貴族家門トラヴァ Trava 家の出身で前任司教クレスコニオの甥にあたる——が暗殺されるに至る⁽⁹⁾。ヘルミレスの教会改革

は、こうした前史の上に断行された。

ヘルミレスの父ディエゴ・ヘルミロ Diego Gelmíro は、サンチャゴ司教ディエゴ・ペラエス Diego Peláez の封臣であり、ガリシア地方の下級貴族の出身であった。ヘルミレスはその長子として1070年頃、サンチャゴ市内もしくはパドロンで生まれた⁽¹⁰⁾。彼はサンチャゴ教会の聖堂付属学校やクリュニー修道院で学んだ後、ガリシア支配のため教会改革に熱心で伯権力に忠実な下級貴族出身の、有能なガリシア人側近を必要としていたガリシア伯ラモン⁽¹¹⁾に登用され、1093年同伯の書記官、1096年には聖堂参事会員、サンチャゴの上級領主役人メリーノ merino となり、若くして教会・都市行政に参与することとなった。次いで前任司教罷免後の1100年、ヘルミレスと親交のあった改革派教皇パスクアル Pascual 2世⁽¹²⁾・国王アルフォンソ 6世・聖堂参事会の支持を得て、サンチャゴ司教となった⁽¹³⁾。即位後ヘルミレスは教皇パスクアル2世や国王アルフォンソ 6世の保護下に教会改革運動を推進し、私有教会・私有修道院の併合、男女二重修道院廃止と女子修道院創設、聖堂参事会改革を行った⁽¹⁴⁾。わけても聖堂参事会改革は、教会の政治・経済的自立性の強化、教会財産防衛の上で重要であり、聖堂参事会財産の確保、聖堂参事会員の職務分掌と聖堂参事会館での共同生活を基礎に、聖堂参事会制度を整備したばかりか、1102年には聖堂参事会員数も72名——キリストの72名の弟子を象徴している⁽¹⁵⁾——と定められた⁽¹⁶⁾。

ヘルミレス時代の聖堂参事会員は、名誉聖堂参事会員・上級聖堂参事会員・中下級聖堂参事会員から構成された。名誉聖堂参事会員となったのは、国王や枢機卿などの聖俗の有力者であり、聖堂参事会員としての義務を負わず多大な収入を得ていた⁽¹⁷⁾。上級聖堂参事会員は1名の聖堂参事会長・数名の参事会長老 canónigos cardenales ・1名の学監・1名の宝物監理官・1名の合唱隊長 cantor ・4名の聖堂助祭 arcedianos などから成り⁽¹⁸⁾、以下のような職務に携った。聖堂参事会長は聖堂参事会全体の統轄者であり、サンチャゴとそれに隣接する周域の一部にあっては、上級裁判権と教区教会・聖職者の監理権を有した⁽¹⁹⁾。聖堂参事会長の選出方法については、大司教——ヘルミレスが大司教となるのは1120年であるが、本稿では大司教と表記する——による任命と聖堂参事会による選出という2つの方法がみられた。1116~17年の第1次コミニーン運動期の聖堂参事会長ペドロ・ヘルミレス Pedro Gelmírez はヘルミレスにより以前からその職に任じられていた一方、1136年の第2次コミニーン運動期にあっては、聖堂参事会が反ヘルミレス派のペドロ・エリアス Pedro Helias を聖堂参事会長に選出しているからである⁽²⁰⁾。とはいえ後者の事例は、コミニーン運動という特殊な状況下で発生したものであり、一般化は許されない。むしろ聖堂参事会制度の整備にもかかわらず、12世紀前半を通じ聖堂参事会長の任命権は、基本的に大司教によって掌握されていたとみるべきであろう⁽²¹⁾。参事会長老は、教皇特使と同様にサンチャゴ教会でミサを行うことができ、ヘルミレス時代には時として宝物監理官や学監——聖堂付属学校の監理や聖

職者の教育に携った——も兼任した。教会内の治安維持にもあたった合唱隊長は司祭長の地位低下に反比例して、12世紀以降参事会長を補佐する重要な役割を担った。また11世紀後半に初出する聖堂助祭は、誠実誓約を前提として大司教により任命され、大司教領 archiepiscopado 支配の上で重要な役割を果たした⁽²²⁾。これに対し所領管理官や司祭長——12世紀末の段階で28名であった⁽²³⁾——は12世紀以降も存続したものの、ヘルミレス時代になるとかつての地位を低下させ、聖堂助祭の監督下に聖堂参事会収益の分配や小分区 arciprestazgo ——教区 parroquia と分区 arcedianato の間に位置する教会行政単位で、初期中世の地方行政単位 comisso にほぼ対応したもの⁽²⁴⁾——行政に関与する中級聖堂参事会員へと転落した⁽²⁵⁾。そしてこれらの中級聖堂参事会員の下に、合唱隊員をはじめとする多くの下級聖堂参事会員がいた⁽²⁶⁾。

アルフォンソ7世時代の1127年の国王文書は、こうした聖堂参事会制度の整備を端的に示している。そこでは「…サンチャゴ教会の（大）司教が没し（大司教位が空位となつ）た際は、サンチャゴ市の彼の代理人（たる聖堂参事会）が同教会の全ての財産を管理し、（大）司教継承者の選挙…権をもつ」… mortuo ecclesiae B. Jacobi episcopo vicarios suos in Compostellana civitate et per totum ipsius apostoli honorem constituerent et electione succesuri episcopi … potestative obtinerent⁽²⁷⁾ と記され、大司教空位時の教会財産管理権と大司教選出権に代表される聖堂参事会の法人格が認知されているからである。だが聖堂参事会の法人格認知は、大司教権力からの独立を意味するものではなかった。1127年以降も聖堂参事会には、ヘルミレスにより任命された親ヘルミレス派の上級聖堂参事会員が多数存在し、大司教による聖堂参事会支配の手段として機能したからである⁽²⁸⁾。

(b) 聖堂参事会財産⁽²⁹⁾

教会改革の結果、教会財産は大司教財産 mesa archiepiscopal と聖堂参事会財産に区分され、聖堂参事会はその制度的安定の財政的保証として、参事会財産と呼ばれる固有の財源をもつこととなった⁽³⁰⁾。この聖堂参事会財産は大司教と聖堂参事会長の共同管理下に置かれ、大司教といえども聖堂参事会の同意なしに、それを自由に処分することはできなかった⁽³¹⁾。

では聖堂参事会財産とは、具体的に何を指したのか。サンチャゴ教会所領からの地代収入は、十分の一税・裁判収入・ヴォート収入と共に大司教と聖堂参事会で折半され、これらの2分の1が後者の収入となつた⁽³²⁾。巡礼がサンチャゴ教会に献じた貨幣や現物による奉納品も、毎週日曜日に大司教・聖堂参事会・上級聖堂参事会員——1週間交代で奉納品の監理に携つた——間で3分された。このうち聖堂参事会の取り分たる奉納品の3分の1は、その共有財産として留保されるか、カテドラル建設費用などに充てられた⁽³³⁾。また聖堂参事会はサンチャゴ市民などの寄進した小規模財産の受領権と所有権をもち、そこからも地代収入を得ていた⁽³⁴⁾。そればかりか聖堂参事会と参事会員は、

財産と身体に関するイムニテート権も有していた。第1次コミューン運動に際し、財産没収のうえ投獄された反ヘルミレス派の2人の聖堂参事会員が、1133年聖堂参事会員のもつイムニテート権の故に釈放され、財産を返還されたこと⁽³⁵⁾は、その一例である。

ところで聖堂参事会によるイムニテート権保持とそれへの寄進の増加は、大司教財産の拡大を妨げ、大司教領内にイムニテート権を有するもうひとつの教会所領が形成されることを意味した。そこでヘルミレスは、聖堂参事会へ寄進された所領・城塞などの大規模財産について、後者にそこからの地代収入の2分の1を与える、また聖堂参事会員への職封——誠実義務違反の場合は没収され、しかも世襲化されなかった——の増加を認めたものの、前掲寄進財産そのものの折半という聖堂参事会の要求を退け、あまつさえ大司教以外の者を封主としないとの誓約によって、聖堂参事会員を大司教権力に服属させようとした⁽³⁶⁾。加えて流通税収入やホタテ貝の製造・販売店舗からの収入といった多額の貨幣収入は、大司教財産に組みこまれ、聖堂参事会の介入の余地は全くなかっだし、聖堂参事会財産の一部は、大司教により任命された参事会長の財産として分離されたのである⁽³⁷⁾。

(c) 聖堂参事会員の社会・経済較差と出自

聖堂参事会は社会・経済的に同質的団体を構成したのではなく、上級聖堂参事会員と中下級聖堂参事会員との間には大きな較差がみられた。上級聖堂参事会員のみが、巡礼からの奉納品の3分の1の受領権を享受したことに示されるように、聖堂参事会財産の分配が不平等であったばかりではない。「…(大) 司教 (ヘルミレス) は (上級聖堂参事会員を) 正に幼少の頃から教育し、彼らに (職) 封と封土を付与した…」… *episcopus ab ipsis cunabulis educaverat, quos beneficiis et honoribus ditaverat …*⁽³⁸⁾ うえ、文法を学ばせるためフランスに留学させ、多額の資金援助を行ったのである⁽³⁹⁾。しかも上級聖堂参事会員は、ヘルミレスによる教会改革以前から多くの自有地・隸属民・馬を所有し、サンチャゴ市内に邸館を構え、その他にも数軒の家屋を有していたのであった⁽⁴⁰⁾。第1次コミューン運動に参加した上級聖堂参事会員が自有地と家屋を没収されたこと、サンチャゴ教会の聖職者が騎士的生活に馴染んでいたとの『コンポステラ史』の一節⁽⁴¹⁾は、それを示すものである。従って上級聖堂参事会員は、多くの自有地・職封・封土、奉納品の3分の1の受領権、大司教からの資金援助により、多大な収入を得ていたということができる。これに対し中下級聖堂参事会員、とりわけ下級聖堂参事会員は、毎日の食事を保証されたものの、個人財産・職封共に乏しく貧窮な生活を強いられていた⁽⁴²⁾。

ではこれらの聖堂参事会員の社会的出自は、どのようなものであったのか。前掲のように1096年に聖堂参事会員となったヘルミレスは、下級貴族の出身であったし、ヘルミレス時代の聖堂参事会長の1人ペドロ・ヘルミレスは、ヘルミレスの甥であった⁽⁴³⁾。『コンポステラ史』の著者の1人で上級聖堂参事会員であったヒラルド Giraldo は、

北フランスのボーヴェー出身の文法・修辞学の教師で、ヘルミレスに招聘されて学監となつた人物である⁽⁴⁴⁾。『コンポステラ史』のもう1人の著者ペドロ・アニヤヤス Pedro Añayaz もフランス出身のクリュニ会士で、ヘルミレスにより上級聖堂参事会員に任命された⁽⁴⁵⁾。また『コンポステラ史』によれば、「…(大) 司教 (ヘルミレス) が自ら都市の一部の者 (上層市民) を選出し、正に幼少の頃から養育した…」… *episcopus praeelegerat sibi quosdam de civitate, quos ipse ab ipsis cunabulis enutrierat* …⁽⁴⁶⁾ 聖堂参事会員こそが、第1次コミューン運動期に反ヘルミレス派を構成したのであった⁽⁴⁷⁾。聖堂助祭のアリアス・ムニス Arias Muñiz は、そうした上層市民——本稿では以下、有力商人・手工業者上層を指す——出身の上級聖堂参事会員の1人であった⁽⁴⁸⁾。ヘルミレス時代の上級聖堂参事会員で、後にモンドニエド Mondoñedo 司教となったムニオ・アルフォンソ Munio Alfonso も、サンチャゴの上層市民の出身である⁽⁴⁹⁾。

これらを前提とした時、聖堂参事会員少くとも上級聖堂参事会員は、ヘルミレスが下級貴族・フランス人クリュニ会士・上層市民の中から任命したとみてよいであろう。中下級聖堂参事会員については不明であるが、彼らが貧しい生活を強いられ上級聖堂参事会員と対立したことから推定して、都市や周域の中下層住民に出自していた可能性が大きい⁽⁵⁰⁾。

(2) 大司教管区 archidiócesis

サンチャゴ教会は1070年以来プラガ大司教座に服属していたが、1095年そこから自立し教皇直属となった。次いでヘルミレスはサンチャゴ教会を「スペイン第一の教会」とすべく、またサンチャゴを中心としたガリシア王国の樹立、サンチャゴ巡礼の一層の振興を目的として、プラガ大司教座のサンチャゴ移転を計ったが成功せず、そのため1120年いまだイスラムの支配下にあったメリダ Mérida 大司教座を教皇庁との交渉の末、サンチャゴに移転したのである⁽⁵¹⁾。これについて『サンチャゴ巡礼案内』は、次のように述べている。「…教皇カリクトゥス（2世）は…サラセン人の地にある…メリダ市の大司教座を…サンチャゴ教会とその都市に移し…ディエゴ（・ヘルミレス）を…初めて（サンチャゴ・デ・）コンポステラ教会の大司教に任じた…。」… *dignitatem archiepiscopatus Emerite urbis … in terra Sarracenorum, … Papa Calixtus … bacilice Sancti Jacobi et urbi ejusdem translatavit … Didacum … primitus archiepiscopum in … sede Compostellana ordinavit …*⁽⁵²⁾ かくてヘルミレスを初代大司教としてサンチャゴ大司教管区が形成され、ヘルミレスはルゴ Lugo、モンドニエード、トウイ Tuy、サモーラ Zamora、サラマンカ Salamanca、バダホス Badajoz⁽⁵³⁾ など12の司教座教会を支配したばかりか、ヘルミレス時代の聖堂参事会員ムニオ・アルフォンソがモンドニエード司教に任命された事例⁽⁵⁴⁾に示されるように、

管区内司教の任命・監督権とそこにおけるウォート徵収権も行使した⁽⁵⁵⁾。

ところでガリシア地方からエストレマドゥーラ西部に至るサンチャゴ大司教管区の設定は、隣接するブラガ大司教座、トレド大司教座との対立を惹起した。ブラガ大司教座のサンチャゴ移転をめぐる両教会の抗争に加え、サラマンカ教会等の帰属問題、多くの巡礼を集めてはいるものの歴史・伝統に欠けるサンチャゴ教会と西ゴート以来の伝統的首位教会たるトレド大司教座教会との優位性をめぐる対立が、主たる原因であった⁽⁵⁶⁾。特にサンチャゴ教会とトレド教会の対立は激しく、サンチャゴ大司教ヘルミレスは教皇庁をも巻きこんで、トレド大司教ベルナルド Bernardo と争ったのであった⁽⁵⁷⁾。両者のこうした対立は、サンチャゴ教会内における反ヘルミレス派の上級聖堂参事会員の動向に、従ってコミューン運動にも微妙な影響を与えることになる。

(3) 教区その他

12世紀前半のサンチャゴの6教区については不明な点も多いが、反ヘルミレス派の都市住民が第2次コミューン運動に際しサンタ・スサーナ教区教会に集結し、拡大評議会を開催して都市法の修正を要求したこと⁽⁵⁸⁾、また教区に関するゴーティエ・ダルシェの研究⁽⁵⁹⁾などからみて、サンチャゴの6つの教区教会と教区司祭は大司教の監理下に置かれ、しかも教区が都市共同体の宗教・政治・軍事・財政的基本単位を構成したと考えられる。

周域・分区——後者はいくつかの小分区を併せた教会行政単位で、サンチャゴ近郊には4つの分区が存在した——の教区教会や教区司祭については、聖堂参事会長と大司教の任命した聖堂助祭が監理・監督権を保持した⁽⁶⁰⁾。

V 市政

(1) 都市法⁽¹⁾

サンチャゴは11世紀後半～12世紀にかけ著しい経済発展をとげ、それに伴い多くの周域農民と外国人、とりわけ前者が市内に定住し、都市的拡大が実現された。だが周域農民のサンチャゴ流入は、周域の領主権力による所領經營を圧迫し、これらとサンチャゴ大司教との間に激しい対立を引き起こした⁽²⁾。こうした中で周域の領主権力は、サンチャゴ市民による周域での経済活動を妨害する動きにでた。「…余（ガリシア伯）ラモンは…コンポスラテ市民 cives と周域の…有力貴族間に、大規模な争いが生じたことを知った。貴族は…何ら正当な理由もなく、市民が…市外へ商業のため赴くにあたり、市民から税、荷車、彼ら（市民）が運搬していた全ての物を、力づくで奪い取った」… Raimundo … inter Compostellanos cives contra nobiles terrarum principes magnam dissessionem ortam esse cognoscimus; nobiles … sine aliqua justa ratione

civibus cum … extra urbem commercia requirebant, censum et vehicula et omnia quae asportabant sua vi auferebant⁽³⁾. との1095年の『コンポステラ史』の一節は、それを端的に示している。そこで同年ガリシア伯ラモンは国王アルフォンソ6世と共に、サンチャゴ大司教とサンチャゴ市民支持の立場を鮮明にし、サンチャゴ市民による経済活動保護のための措置を講じた。その結果、周域において商取引きを欲するサンチャゴ市民の緊縛・略奪が禁止され、その違反者は略奪した商品の4倍の弁済と60ソリドゥス（以下 s. と略記）の罰金の支払いを義務づけられた⁽⁴⁾。サンチャゴ大司教を介してサンチャゴ市民に付与されたこの特権は、1105年のサンチャゴの都市法の前提をなすものであった。

前掲の特権により1095年以降、周域農民のサンチャゴ流入はますます増大し、サンチャゴ大司教と周域の領主権力との対立は一層激化した。それを解決すべく、ガリシア伯ラモンの司宰下に、サンチャゴ大司教ヘルミレスをはじめとするガリシア地方の多くの領主権力が参加してサンチャゴで開催されたのが、1105年の封建会議であった⁽⁵⁾。この会議に際しヘルミレスは、都市拡大政策の一環としてガリシア伯ラモンと国王アルフォンソ6世に、サンチャゴの全住民——周域出身の多くの隸属農民を含んでいた——を対象とした都市法の発給を請願した。ヘルミレスの請願は、アルフォンソ6世末期の政情不安の中で、ヘルミレスの支持を不可欠とした王権とガリシア伯及びガリシア地方の多くの領主権力の承認するところとなり、1105年サンチャゴ市民の有する旧来の諸権利を明文化して、サンチャゴ最初の都市法が成立した⁽⁶⁾。

全9条から成る1105年のサンチャゴ最初の都市法によれば、「現在このサンチャゴに居住している…全ての住民の関して…彼らは（旧来の領主権力から）解放された自由人であり…至る所にある…彼らの自有地と共に、この教会（サンチャゴ教会）の支配下にあり…この教会の（大）司教とその聖職者（聖堂参事会員）…以外のいかなる支配と保護にも服してはならない…」… de cunctis habitatoribus … qui hodie morantes sunt in hac ciuitate Compostella … statuentes eos esse libertos atque ingenuos … cum … suis hereditatibus ubique post partem eiusdem Sedis …, nulli reddentes dominium uel patrocinium , nisi … huius Sedis Pontifici et suis clericis …⁽⁷⁾とされたのであった。かくてサンチャゴの全住民は、サンチャゴ教会の隸属民を除き、かつての身分や出身地の如何を問わず、サンチャゴ教会を除く一切の領主権力の支配を免れた自由身分（市民）となり、これらがサンチャゴ市の内外に有する自有地と共に、サンチャゴ大司教と聖堂参事会の保護・支配のみに服すこととなった。

同時にサンチャゴ市民は「軍役免除金 fonsadera を支払う必要がなく…」Neque dent fossatarium …, 「死亡税 luctuosa も免除され」Nec luctuosam , 「彼らの娘を結婚させるための税（結婚税 ossas ）も免れた。」Non offertionem pro suis filiabus casare⁽⁸⁾. また「入植金 caritel も不要」Nec caritele とされ、裁判に際しても「5 s.

以上の担保（の供出）を免れた。」*Neque decretum maius quam de solidos V⁽⁹⁾.* 更に「1日で往復できなければ、戦争に赴く必要はない」*In fossatum non eant, nisi ut eant una die et reuertantur⁽¹⁰⁾*との文言に示されるように、サンチャゴ市民は年1日以上の民兵としての軍役義務を免除され、経済活動に専心できたのであった。そればかりではない。「サンチャゴ（教会）所領（内）の不法行為者を倒す（追捕する）」*Malefactores honoris Sancti Iacobi destruant⁽¹¹⁾* 権利を認められ、あまつさえ「（国王役人たる）サジョン、強奪犯、不法行為者を、決して自らに引き受けない」*Saiones, raptiores uel malefactores super se minime suscipiant⁽¹²⁾*, 即ち国王役人たるサジョンによって国王裁判所に召喚されることもなければ、市内で行われた強奪などの不法行為に対しても、共同責任を負う必要がなかったのである⁽¹³⁾。

このように1095年以降周域での経済活動と都市内外での土地所有を保証されたサンチャゴの全住民は、1105年の都市法により、サンチャゴ教会の領主裁判権のみに服する自由身分（市民）とされ、軍役免除金・死亡税・結婚税・入植金などの諸負担、5 s.以上の担保供出と軍役義務の大半を免除された。彼らは不法行為者の追捕権も有し、同一の都市法に服する住民団体を形成することになった。とはいっても1105年の都市法には、都市の自治権への言及が全くみられず、サンチャゴ市民は教会の強い領主制的支配下に置かれていたのであった。また1105年以降サンチャゴに大量に流入した周域農民が、直ちに市民として認知されて住民団体に参加し、こうした特権を享受できたわけでもなかった⁽¹⁴⁾。

（2）都市行政⁽¹⁵⁾

サンチャゴ教会による強い領主制的支配が行われ、市民の市政参加への道が閉ざされていたサンチャゴにあって、都市行政を担ったのは、1名のメリーノ——ヴィリクス・キヴィターティス《*villicus civitatis*》、レクトール・キヴィターティス《*rector civitatis*》とも称された——、1名のプリンケプス・ミリティアエ《*princeps militiae*》、2名のフエス *juez*, 《*judex*》といった上級領主役人と1名の聖堂参事会長であった⁽¹⁶⁾。

メリーノは大司教により任免され、上級裁判権を含めた広汎な権限を有し、それを都市領主権力に代わって行使した⁽¹⁷⁾。「…法が要求するところに従って、斬首…絞首刑を実施する際…（メリーノは）決して（法を）逸脱してはならず…我が領主によって確認された文書と我が都市のその他の良き法を守ら…」… *in detruncando … et in suspendendo, prout justitia exegerit … nullatenus deviet … scriptum a domino nostro confirmatum, et alios bonos foros nostrae civitatis … custodiat …*⁽¹⁸⁾ ねばならないとした、『コンポステラ史』の一節は、その証左である。こうしたメリーノは、第1次コミューン運動以前にあっては、上級裁判権を恣意的に行使し、多くの裁判収入

を不正に取得しており、市民の怨嗟の的となつた。それ故『コンポステラ史』は、第1次コミューン運動後のメリーノについて、「メリーノは…法の遵守を誓約し…情愛によつても、憎悪や金銭によつても…法を逸脱してはならない」*Villicus civitatis … firmet quod justitiam teneat … neque amore, nec odio, neque pecunia … a justitia deviet⁽¹⁹⁾* と定め、メリーノの権力濫用に歯止めをかけようとしたのである。第1次コミューン運動期にメリーノ職にあつたのは、下級貴族に出自するヘルミレスの弟グンデンド・ヘルミレス *Gundesindo Gelmírez* であった⁽²⁰⁾。第1次コミューン運動後の1130年のメリーノは、同じく下級貴族家門の出身でヘルミレスの姪と結婚し、ヘルミレスから多くの土地を授封されていたペラーヨ・クルボ *Pelayo Curvo* であり、しかもペラーヨ・クルボはプリンケプス・ミリティアエ職も兼任していた⁽²¹⁾。

ところで『コンポステラ史』によれば、周域の貴族が、サンチャゴへ赴く途上の外国人商人の商品を略奪した際、ヘルミレスはプリンケプス・ミリティアエでもあつた「…彼（ヘルミレス）の宮廷のメリーノたる…ペラーヨ・クルボ…と都市の全ての市民 *burgenses* 、彼の宮廷の騎士に…武装を命じた…。」… *majorinum suaे curiae* … *Pelagium Curvum* … et *universos civitatis burgenses et suaे curiae milites* … *armari praecepit* …⁽²²⁾。その上でペラーヨ・クルボ麾下のサンチャゴ軍が周域の貴族を攻撃し、商品を奪還したのであった⁽²³⁾。ここにみられるように、メリーノと並ぶ上級領主役人であったプリンケプス・ミリティアエは、市民から成る民兵と封建的騎兵軍の軍事指揮官であり、メリーノ職との密接な関係からみて、メリーノ同様に大司教により任免されたと考えられる。しかも1121年までプリンケプス・ミリティアエであったのは、ヘルミレスのもう1人の弟で聖堂参事会員のムニオ・ヘルミレス *Munio Gelmírez* であり⁽²⁴⁾、1130年に同職を襲ったのは、前掲のペラーヨ・クルボであった。従つて都市行政上の二大要職たるメリーノ、プリンケプス・ミリティアエ職は、いずれもヘルミレスの親族の手に委ねられていたといつてよい。

他方、中級領主役人たる2名のフエスは、大司教がその側近の聖堂参事会員の中から任命し、これらは「法を守り、都市の良き慣習法を遵守し」*justitiam teneant, et bonas conseitudines civitatis observent*⁽²⁵⁾ つつ、都市における下級裁判権と分区などにおける上級ないし中級裁判権を行使した⁽²⁶⁾。このフエスの下に、被告の領主裁判所への連行や領主の命令の告知といった軽微な職務に従事した多くのサジョン *sayón* が存在した⁽²⁷⁾。そしてメリーノとフエスの間の中級裁判権を行使し、都市行政にも関与した聖堂参事会長は、ヘルミレスの甥のペドロ・ヘルミレスその他の例にみられるように、ヘルミレスにより、親族もしくは側近の中から任命されたのであった⁽²⁸⁾。

これらを前提とした時、12世紀前半のサンチャゴにあっては、市民にサンチャゴ教会所領内での不法行為者の追捕権を認めた都市法の存在にもかかわらず、都市の自治権は基本的に否定され、しかもヘルミレスは親族や側近を都市行政上の要職に配置しつつ、

ネポティズムに基く強力な領主制的支配を実現していたということができる。

VI 経済構造

(1) 1133年の市場令⁽¹⁾

(a) 市場令の目的

サンチャゴは11世紀後半～12世紀に著しい経済発展と人口増加を経験し、多くの巡礼や外国人商人を集め、市内で生産される商品及び周域や遠隔地から搬入される商品も増加の一途をたどった。それにもかかわらず巡礼が特に集中する夏場には、商品への需要が供給を上回り、12世紀前半の政情不安・投機の横行・ムラービト金貨の流入による貨幣流通量の増大という状況と相まって、物価高騰や度量衡違反、劣悪な商品の販売が繰り返された⁽²⁾。かかる事態は、「聖なる都市」サンチャゴの経済発展と「聖性」を阻害し、コミューン運動の再燃要因となるばかりか、サンチャゴの経済発展に大きく依存していた大司教や聖堂参事会員、市民をはじめとする全ての都市住民の利益を損うものに他ならなかった。物価問題の早急な解決が必要とされた所以である⁽³⁾。こうした中で聖堂参事会・フェス・市民が、国王と大司教の承認を得て公布したのが、1133年の市場令であった。「これは、サンチャゴ（教会）…の聖堂参事会員とフェス、サンチャゴ市民が、国王…アルフォンソ（7世）と大司教…ディエゴ（・ヘルミレス）の権威と承認の下に…定めた法である…」 Hoc est decretum quod canonici S. Jacobi … et judices atque cives Compostellae, per auctoritatem et confirmationem regis … Adefonsi, et archiepiscopi … Didaci … statuunt …⁽⁴⁾との市場令前文は、それを示している。

この市場令の目的は、まず第1に食料や原料などの都市市場への搬入を促して、都市住民の必要とする食料・原料を確保すると共に、市場の活性化とサンチャゴの経済的中心地機能を一層強化することにあった⁽⁵⁾。そのため市場令の一節は、「（サンチャゴの）いかなる…在地商人も牡牛や牝牛の皮、山羊皮…を、それらの（サンチャゴの外港たるパドロンに入港した）船に売却してはならない」 Corios de bobus et de vaccas et pelle de cabrones … nulli … mercatores vendant ad illas barcas⁽⁶⁾、「旅館経営者は前掲の（食料・原料などの）全ての物の売買のために、（ポルトガルとの国境にあたる）ミニニョ河の境界を越えてはならない」 Albergarei non excedant terminum Minei in omni supradicta venditione vel comparatione⁽⁷⁾と定め、食料や原料の輸出規制を要求しているのである。また「…リンゴ酒を…持ちこんだ（周域）農民もしくは市民は、…（それを市場で）自ら売却してよい」 Rusticus vel civis qui duxerit … siceram …, vendat per se⁽⁸⁾とし、周域農民や市民によるリンゴ酒の搬入と売却も認めているのである。同時に市場令は、価格や利潤の統制、投機商人《magulanes》の買い占め禁止、不必要的投機商人や仲買商《untiquitarie》の排除、あるいは度量衡監督官《idoneos

uiros》による正当な度量衡の維持を介して、市民や周域農民、巡礼などの消費者の保護を計った。価格や利潤統制について市場令は、「… 5 匹の大型鯛もしくは鰯を 1 ヌンモ〔以下 n. と略記。1 n.=1 デナリウス（以下 d. と略記）である〕で売却すべし…」… V magnos vesugos vel mugiles vendant pro nummo⁽⁹⁾、「パン屋は…都市共同体によって…定められた重量の…パンを… 1 n. もしくは 1 メアリヤ（以下 me. と略記。1 me.=0.5 d. である）で作り…、その（流通）税を支払った後… 4 n. の利潤を得るべし」Panadarie … faciant … panem … de nummo uno vel mealia per pesum a concilio … datum et completos suos foros … lucretur quatuor nummis⁽¹⁰⁾ と述べている。投機商人などの買い占め禁止についても、「投機商人や仲買商は…魚や肉…果物を…買い集めてはならない」magulanet et antiquitarie … non comparetur piscatum nec carnem … neque fructum …⁽¹¹⁾、「…魚の（仕入れの）ためにこれら（周域内）の海岸へ赴くこの都市の在地商人は、（それを）これらの投機商人にではなく…正式に（都市市場や店舗で）市民や外来者（巡礼や周域農民）に…売却すべし」… mercatores hujus villae qui iverint ad illas marinas … pro … pescato non vendant ad illum magulanem , nisi … vendant publice tam civibus quam advenis⁽¹²⁾ とし、投機商人や仲買商による買い占めの禁止、在地商人と市民・巡礼・周域農民との都市市場や店舗での直接取引きによる不必要的投機商人・仲買商の排除を定めている。度量衡監督官については、後掲のように、パン・ブドウ酒・肉に関して計10名の度量衡監督官が任命され、度量衡の維持にあたったのである⁽¹³⁾。他方市場令は、商人・手工業者による商品売買と原料などの購入を都市領主権力や都市共同体の認知した都市市場・店舗に限定し、流通税徴収と市場統制・市場の平和維持をより効果的に行うことも目指していた⁽¹⁴⁾。在地商人が都市市場での魚の販売を強制されたこと、パン屋による都市領主権力への流通税支払い、そして「…法（市場令）に違反した購入者と売却者は… 5 s. を（罰金として）支払い、売却者は…職を失う」… tam emptor quam vendor qui contra … decretum egerit … quinque solidos persolvant et venditores … careant officio⁽¹⁵⁾ と述べている市場令の一節は、それを示すものであろう。

(b) 市場令にみえる商品の品目と価格

1133年の市場令によれば、都市市場で売買された商品の品目と価格は、表5の通りであった。

ここにみられるように、12世紀前半のサンチャゴの都市市場では、都市と周域との密接な経済関係を背景に様々な食料品・家畜・手工業製品・原料と奢侈品が売買されていた。だが奢侈品への言及は少なく、また価格表示のあるもの——別言すれば物価統制の対象となったもの——は、ブドウ酒・リンゴ酒、魚貝類、小型家畜、農具・靴・蹄鉄・ブドウ酒袋といった手工業製品に限定され、しかも価格表示のあるものの約7割、特に住民生活に關係の深い魚貝類と農具の大部分は、4 d. 以下に価格が統制されていた。

都市住民に不可欠の食料品として、度量衡監督官により重量・品質・価格が統制されたパン・肉・ブドウ酒も、1 d. とされたパン価格の例にみられるように、その価格はかなり低く押さえられた。従ってサンチャゴの都市市場にあっては、主たる売買商品は食料品や手工業製品を中心とする低廉な日用品であり、サンチャゴ経済は在地的性格を強く帯びていたことができる。それは、緊密な都市・周域関係の反映でもある。その一方でサンチャゴでは、値の張る高級ブドウ酒・ブドウ酒袋・高級靴が、胡椒・カミン・香煙といった奢侈品と共に取引きされた。『サンチャゴ巡礼案内』は12世紀のサンチャゴで巡礼向けに販売された商品として、頭陀袋・財布・バンド・ベルト・藁草をあげている⁽¹⁶⁾。ロペス・フェレイロやバレイロ・ソモサも当時のサンチャゴには、鍛冶職・鍋職・毛織物職・大工など様々な職種の手工業者が存在していたことを指摘している⁽¹⁷⁾。市場令の中では言及されていないが、これらによって生産された手工業製品も、サンチャゴの都市市場で売買されたとみてよい。

奢侈品に関して市場令は、胡椒・カミン・香煙に言及するのみであるが、サンチャゴがイスラム・スペインとフランスを結ぶ遠隔地貿易・奢侈品貿易の拠点であったこと⁽¹⁸⁾、1130年には22,000マルクの「…商品をもって…船でサンチャゴの港（パドロン）に到着したイギリス人とローヌ人商人…」*Mercatores … Anglicos et Lotarienses qui portam B. Jacobi apostoli cum … mercibus … navio venerant …*⁽¹⁹⁾ が、サンチャゴへの途上で商品を篡奪されたこと⁽²⁰⁾を勘案した時、前掲商品以外の様々な奢侈品と奴隸も売買されていたとみてよい。1044年に周域でサンチャゴのユダヤ人商人が絹織物と羅紗を強奪される⁽²¹⁾一方、前掲のローヌ人商人はフランドル産の高級毛織物を持ちこんだ可能性が大きい⁽²²⁾。1120年には98名のモーゴ人戦争捕虜が奴隸とされ、その5分の1をヘルミレスが所有した⁽²³⁾。サンチャゴに比べはるかに人口規模が小さく、イスラム・スペインとの奢侈品貿易の拠点でもなかった巡礼路沿いの中小都市サアグーンの流通税表——12世紀末～13世紀初頭のものであるが——にすら、オリーブ油・アーモンド・モロッコ皮・漆などのオリエント産の奢侈品とモーゴ人奴隸が登場するからである⁽²⁴⁾。

(2) 都市市場

サンチャゴの都市市場としては、ホタテ貝をはじめとする土産物を巡礼向けに販売するパライソ広場——広場は市場としても機能した——の他に、3つの市場ないし広場が存在した⁽²⁵⁾。マサレロス広場では、主として周域産のブドウ酒・果物・野菜・穀物が売買される一方、週市は「毎週金曜日に」*uniusquisque hebdomadae sexta*⁽²⁶⁾ 市場広場で開催され、食料品や手工業製品などの日用品が売買された⁽²⁷⁾。聖ヤコブ大祭の時期に合わせて毎年7月に22日間、城壁外のカンポ・デ・ブエナ・ビスタで開かれた年市では、奢侈品と家畜が取引きの主対象となった⁽²⁸⁾。その他市内には、「その仕事を行う

ための家屋…を有するパン屋…」 Panadarie … que habuerint domos … complendum suum officium …⁽²⁹⁾ があり、常設店舗も確認されるのである。

ところで1133年の市場令によれば、都市市場で売買された商品の価格・利潤は、都市領主権力の任命した度量衡監督官によって管理され、そこでの投機や買い占めが禁止されたばかりではない⁽³⁰⁾。商品売買も都市領主権力と都市共同体の認知した特定の市場・店舗に限定され、違反者は都市領主権力への罰金の支払いを義務づけられた⁽³¹⁾。ここにみられるように、都市市場は都市領主権力の強い統制下に置かれていたのであった。

(3) 商業

1133年の市場令や『サンチャゴ巡礼案内』は、旅館経営者・遠隔地商人・両替商・在地商人・居酒屋の存在に言及している。前者には「…魚の（購入の）ために（周域内の）海岸へ赴く在地商人」⁽³²⁾、「旅館経営者、造幣人、両替商と市民は、変造貨幣と不正な秤を有してはならない…」 Albergarii , monetarii et cambiatores et cives non habeant marcas falsas et libras falses …⁽³³⁾、「（大司教の承認なしに）いかなる者も、敢えて居酒屋を開設してはならない…」 Nemo presumat tabernam facere …⁽³⁴⁾との文言がみえる。後者も、サンチャゴ経済の中核として機能した「フランス人街には、両替商…その他の在地商人が見い出される…」 Cambiatores … ceterique mercatores in via Francigena habentur …⁽³⁵⁾ と述べているからである。他方ハビエルの研究によれば、第1次コミューン運動期にカスティーリヤ女王ウラカを助けた親ヘルミレス派の商人マウリニョ Mauriño は、サンチャゴ教会近くに住み、オリエント産の絹織物や西ヨーロッパ産の高級毛織物を扱った有力商人であった⁽³⁶⁾。この事例は、サンチャゴが王国の奢侈品貿易の拠点であったこと、年市での奢侈品売買と共に、サンチャゴにおける遠隔地商人の存在を裏づけるものであろう。

ではこれらのサンチャゴ商人は、どのような経済活動を展開したのか。旅館経営者は、奉公人をガリシア地方の入口にあたる巡礼路の要衝に派遣し、宿泊客の呼び込みを行ったばかりか⁽³⁷⁾、しばしば両替やパンの製造・販売、遠隔地貿易にも従事した。旅館経営者に変造貨幣の所有や、サンチャゴ南方約100 km に位置するミニョ Miño 河以南での商取引きを禁じた市場令の一節⁽³⁸⁾、「…旅館経営者は、その家屋の内外にパン屋を有してはならない」… albergarii non habeant panificas in dominibus suis vel extra⁽³⁹⁾ との市場令の文言は、それを傍証するものであろう。両替商は多くの場合造幣職《nummularius》を兼ねており、サンチャゴ教会の北門入口に店舗を構え、巡礼を主対象として金融業を営んだ⁽⁴⁰⁾。だが両替商は、変造貨幣や不正な秤の使用による違反行為を繰り返したため、市場令は両替商にそれらの所有を禁じ、その違反者は5 s. の罰金を課せられ、職を失うと定めている⁽⁴¹⁾。これらの両替商は毎週日曜日にサンチャゴ

教会の賽銭箱を開き、巡礼が奉納した賽銭額を数え、一定の交換比率に従って両替すると同時に、手数料を取得したのであった⁽⁴²⁾。これに参加した両替商は平時は2名であったが、巡礼が特に集中する夏場には4～8名へと増員された。更に両替商は、聖堂参事会や都市共同体と協議して、毎年8月1日にその年の銀価格を予測し、サンチャゴの造幣所で鋳造される1マルク銀貨の中に含まれる銀含有量を決定した⁽⁴³⁾。遠隔地商人については、彼らが隊商を組んでイスラム・スペインへ赴き、胡椒や絹織物などの奢侈品貿易に従事したこと、旅館経営者も兼ねミーニョ河以南のポルトガルで商業活動を展開したことが知られている⁽⁴⁴⁾。在地のユダヤ人商人、イギリス人・ローヌ人商人も、同様に遠隔地貿易に従事した⁽⁴⁵⁾。

サンチャゴ商人の大多数を占めた在地商人について市場令は、これらが周域で魚や家畜を購入した場合、都市市場や店舗において一定の価格以下で、それらを市民・周域農民・巡礼に売却すべきこと、また仲買商は魚・肉・果物の買い占めを行ってはならない旨を定めている⁽⁴⁶⁾。後掲のように手工業者が、手工業製品の販売にも従事する在地商人であった点も考慮した時⁽⁴⁷⁾、この市場令の規定は、在地商人が市民・周域農民・巡礼を主たる顧客として、食料品や手工業製品を販売し、食料品の買い占めすら頻繁に行っていたことを示している。最後に居酒屋についてであるが、大司教の認可のない居酒屋の開設を禁じた市場令の一節⁽⁴⁸⁾や、13世紀におけるサンチャゴ教会による居酒屋の経営⁽⁴⁹⁾、そして巡礼路都市レオンの例⁽⁵⁰⁾からみて、一部は都市領主権力が直接経営し、他的一部は旅館経営者や在地商人、手工業者が経営したと推定される。この他サンチャゴでは、市民や周域農民も都市市場で農産物を売却していた。これらに都市市場でのりんご酒の売却を認めた市場令の一節⁽⁵¹⁾は、それを窺わせる。

(4) 手工業

市場令の内容、ロペス・フェレイロやバレイラ・ソモスの研究を前提とした時、12世紀前半のサンチャゴには、大工・左官・石工・皮革職・靴職・鍛冶職・鍋職・馬具職・仕立職・毛織物職・壁布職・印章職・ホタテ貝職・造幣職・金細工職など多様な職種の手工業者が存在したと考えられる⁽⁵²⁾。これらの手工業者の中で、当時のサンチャゴにとり最も重要で比較的多くの史料的言及のみられるものは、ホタテ貝職と造幣職である。

(a) ホタテ貝職

巡礼は土産物あるいは帽子やマントの飾りとして、聖ヤコブのシンボルであった金属製ホタテ貝をサンチャゴで大量に購入した⁽⁵³⁾。「…聖ヤコブの象徴（たる金属製ホタテ貝）は…サンチャゴ市以外の他の場所で販売されてはならない…」… los sennales de Santiago … nin … se venden en otro lugar si non en la villa de Santiago …⁽⁵⁴⁾ とされ、サンチャゴのホタテ貝職がその製造・販売権を独占したためであった。

多くの収益をもたらしたホタテ貝の製造・販売とホタテ貝職について、1200年と1230

年の『サンチャゴ教会文書集』——12世紀の状況を反映したものとみてよい⁽⁵⁵⁾——は、次のように述べている。「…ホタテ貝職の店舗は100に限定され…これら100店舗のうち我々(サンチャゴ教会)は、以前から我々がそこに所有している他の3つ(の店舗)に加え、25(店舗)を所有する。これらの28店舗について、我々は我々の欲するところのことを行う。他方汝ら(ホタテ貝職)は72店舗を保有し、汝らは…我々に(所有権の)認知料(地代)として、各店舗あたり毎年1.5マラベディ(以下ma.と略記)を…支払わねばならない…。」… uices conchariorum non essent nisi centum … habemus nos ex illis centum uicibus XXV preter tres alias quas ibi prius habebamus et de his XXVIII uicibus faciamus nos sicut uoluerimus, uos autem teneatis LXXII uices et detis … nobis in recognitionem singulis annis pro unaquaque uice morabitinum unum … et dimidium morabitinum …⁽⁵⁶⁾。ホタテ貝職が1年間店舗の地代を滞納した場合、店舗は教会に没収されたものの、市民への又貸しが認められた⁽⁵⁷⁾。サンチャゴ教会以外の教会機関への店舗売却は禁止された⁽⁵⁸⁾が、「…前掲の市民(ホタテ貝職)はサンチャゴ大司教の…手により、それらの店舗を彼らの継承者に譲渡したり…(市民へ)売却する…権利を有した」… habebunt ciues predicti de manu … compostellani archiepiscopi iure … transmittendo uices ipsas ad suos successores et … uendendo⁽⁵⁹⁾のであった。

従ってホタテ貝職は市民であり、ホタテ貝の製造ばかりか、店舗も保有してその直接販売にあたる小売商人でもあった。ホタテ貝の製造・販売を行った店舗数が100店舗に限定されたことや、ホタテ貝職が1年間地代を滞納した場合の店舗没収にみられるように、100店舗全てにサンチャゴ教会の強い統制が及び、それらの所有権も同教会に帰属した。また100店舗のうち教会の直営店舗は28であり、残り72店舗——同一ホタテ貝職が複数の店舗を保有した可能性がある——は、各店舗あたり毎年1.5 ma. の地代支払いを条件として、ホタテ貝職に貸し出されていたのであった。その一方でホタテ貝職は、市民への店舗の又貸しと継承者への相続権を保証されたのである。

(b) 造幣職

1105年アルフォンソ6世は、サンチャゴ教会に造幣権を付与した。「…余アルフォンソ(6世)は…サンチャゴ教会に…そこ(サンチャゴ)で鑄造される全ての貨幣に関する…この遺言状を作成する…」… ego Adefonsus … facio hanc testamenti seriem ecclesie bti. iacobi apli. … de integra moneta que ibi fabricatur …⁽⁶⁰⁾との『サンチャゴ教会文書集』の一節は、その証左である。造幣権取得後サンチャゴ教会は、その裁判権のみに服する教会造幣所をパライソ広場に開設した。奢侈品貿易の拠点であり有力都市であったサンチャゴには、12世紀前半の時期に、国王造幣所——11世紀以来その存在が確認される——と教会造幣所という二種類の造幣所が並立することとなった⁽⁶¹⁾。しかも『コンポステラ史』によれば、1107年サンチャゴ大司教ヘルミレスは、「…全て

の彼の造幣職の中で最も優れたタンドゥルフォを…貨幣監督官に任命し…(タンドゥルフォに) 彼の…貨幣監理権を…委ねた」… presul is summa solertia omnibus suis nummulariis Tandulfum … proposuit , cuius custodiae … monetae dominium … attribuit⁽⁶²⁾ のであった。

この一節は、造幣人に変造貨幣の所有を禁じた市場令や二種類の造幣所の存在と共に、サンチャゴに少なからざる造幣職が居住していたことを示すものである。多くの場合両替商を兼ねたこれらの造幣職のうち、教会造幣所のそれは、サンチャゴ大司教から権限を委譲されて貨幣の品位維持にあたった貨幣監督官の下で、高品位の貨幣を鋳造した⁽⁶³⁾。他方国王造幣所の造幣職は、しばしば変造貨幣を鋳造し、それ故12世紀後半になると、教会造幣所の貨幣がガリシア地方の基本通貨となり、国王造幣所の閉鎖も手伝って、教会造幣所が国王造幣所としての機能を併せもつこととなった⁽⁶⁴⁾。

いずれにしてもホタテ貝職と造幣職は、手工業生産と小売ないし金融業の双方に従事しており、手工業と商業活動は明確に分離されていなかった。

(C) その他

鍛治職・靴職などその他の手工業者については不明な点が多いが、これらもまた手工業生産と店舗・市場での手工業製品の直接販売に従事していたとみてよい。「鍛治職は最高級の馬と驃馬の蹄鉄を1対につき、2 n.以上で販売してはならない」*fabri ferraduras cabanales et mulares optimas non amplius vendant duobus nummis pro parelio uno*⁽⁶⁵⁾ との市場令の一節は、鍛治職が蹄鉄の小売にも従事していたことを示しているからである。

だが手工業生産に携ったのは、都市の手工業者だけではなかった。1113年の周域令は、「日曜日に（周域）農民が取引きのために、都市に赴くことを余（大司教ヘルミレス）は禁ずる」*In Dominica die ruricolas ad civitatem negotiatum ire prohibemus*⁽⁶⁶⁾ と述べている。この文言とサアグーンの例⁽⁶⁷⁾を勘案した時、周域農民は貨幣収入の取得を目的に、鋤・車輪など農具の一部を生産し、それらを頻繁に都市市場に持ちこんでいたと推定される。

VII 教会の経済的実力

サンチャゴ教会は11世紀中葉以前から、教会の基幹所領の集中する周域を中心に広大な所領を展開していたが、それは11世紀後半～12世紀前半にかけ国王・貴族・聖堂参事会員などからの寄進・購入により、更に拡大された⁽¹⁾。サンチャゴ教会は、周域に関するイムニテート権も有しており、そこからも租税・裁判収入・軍役免除金をはじめとする多くの収入を得ていた⁽²⁾。

サンチャゴ教会の所領と領主裁判権は、12世紀前半に同教会が集積した73にのぼる私有教会・修道院、ウリヤ河口のオエステ Oeste 城をはじめとするいくつかの城塞の取

得によっても一層強化され、教会収入を拡充させた。もともと小所領とイムニテート権を有していたこれらの私有教会・修道院は、教会改革運動の過程でサンチャゴ教会に併合された後、同教会による所領経営の核、十分の一税徵収の拠点とされたからである⁽³⁾。城塞にも同様にイムニテート権と小所領が付されており、12世紀前半の激動期にあってヘルミレスの親族もしくは信任厚い封臣・聖堂参事会員に委ねられた城塞は、サンチャゴ教会の所領と領主裁判権の防衛、租税・罰金の徵収、そしてオエステ城の場合にみられるように、西ヨーロッパとの商業ルート確保の上で重要な役割を果たしたのである⁽⁴⁾。

サンチャゴ教会は、周域や巡礼路沿いにパドロンやブルゴ・デ・サール Burgo de Sar をはじめとする多くの中小都市を建設ないし再建し⁽⁵⁾、それを教会の領主裁判権下に置くと同時に、商人・手工業者を定住させて経済発展を促し、収入の増加を計った⁽⁶⁾。またキリスト教スペインの守護聖人たる聖ヤコブの墓を擁するサンチャゴ教会は、12世紀前半にヴォート徵収権を王国全土に拡大し、牡牛2頭の所有につき最良の小麦とブドウ酒1モディオ、イスラム教徒からの略奪品の5分の1を徵収できたのであった⁽⁷⁾。そればかりではない。「聖職者であれ俗人であれ、コンポステラ市の全ての市民から…王国全土において…流通税と称される…税が徵収されてはならない」Debitum … quod … portaticum dicitur, ne per totam regni … exigatur omnibus Compostellane urbis ciuibus, clericis et laicis⁽⁸⁾ と述べている『サンチャゴ教会文書集』の一節にみられるように、1120年サンチャゴ教会はサンチャゴ市民に王国全土での流通税免除特権を確保し、サンチャゴ経済の一層の発展を促した。その一方でサンチャゴ教会は取引きを都市市場に限定しつつ、そこから多くの流通税収入を効果的に徵収していたし、パドロンなど周域内の中小都市にあっても同様であった⁽⁹⁾。これらに加えサンチャゴ教会は、造幣収入やギルド規制に基く収入、市内におけるホタテ貝店舗・居酒屋・肉屋・土地などの所有、施療院監理官 procurador de hospital 職の売却からも多大の収入を得ていたのであり⁽¹⁰⁾、サンチャゴ教会の経済的実力は圧倒的であった。

VIII 社会構造

12世紀前半のサンチャゴには、大司教をはじめとする聖職者、有力住民、中下層住民、奴隸・隸属民とモーロ人・ユダヤ人などが居住し、その一半は1105年の都市法により市民として法的にはほぼ同質の団体を形成しつつも、諸社会層間及び各社会層内には様々な緊張関係が醸成された。

(1) 聖職者

前掲のように大司教と上級聖堂参事会員間には、教会収入・職封・聖堂参事会員ポストをめぐって激しい対立がみられたし、上級聖堂参事会員も親ヘルミレス派と反ヘルミレス派に分裂していた⁽¹¹⁾。反ヘルミレス派の上級聖堂参事会員には、下級貴族や市民権

をもちサンチャゴの上層市民に出自する者も含まれていた。また上級聖堂参事会員と中下級聖堂参事会員間にも、大きな社会・経済較差がみられたのであった⁽²⁾。

では都市領主権力と教区司祭や修道聖職者との関係は、如何なるものであったのか。12~13世紀の巡礼路都市サアグーンでは、都市領主権力たる主としてフランス系修道院長と在地出身の教区司祭間に、教会改革と十分の一税徵収をめぐり対立が起こり、社会的に市民と密接な関係のあった後者は、コミューン運動に積極的に参加した⁽³⁾。サアグーンと異なり12世紀前半のサンチャゴでは、在地出身の大司教が都市領主権力を構成したもの、教会改革と十分の一税徵収をめぐり、サアグーン同様の対立が生じた。サンチャゴでも市民出身の教区司祭が、前掲テーマを争点として反ヘルミレス派の上級聖堂参事会員や有力住民の指導下に、コミューン運動に参加しているからである⁽⁴⁾。「…前掲の反乱者たち（反ヘルミレス派の上級聖堂参事会員と有力住民）は在俗聖職者（主として都市の教区司祭）や民衆と結び…法を修正し…都市全体の権力を掌握した…」… praedicti conspiratores adjunto sibi clero et populo … renovant leges … assumunt sibi dominium totius urbis …⁽⁵⁾ との『コンポステラ史』の文言は、それを示すものである。だがサンチャゴにあっては、周域の教区司祭は概してコミューン運動に批判的であったし、修道聖職者とコミューン運動との関係も、いまひとつはっきりしない。例えばアンテアルタレス修道院長は、第1次コミューン運動に同情的な姿勢をみせる一方で、ヘルミレスを擁護している⁽⁶⁾。他方サン・マルティン修道院長や一部の修道士は、ヘルミレス支持の立場を一貫して保持しているからである⁽⁷⁾。

(2) 有力住民

(a) 下級貴族・領主役人

1121年まで上級領主役人たるプリンケプス・ミリティアエ職にあったムニオ・ヘルミレスは、ガリシア地方の下級貴族に出自するサンチャゴ大司教の弟で、後者よりオエステ城を職封として付与され、市内に居住した有力住民であった⁽⁸⁾。1130年に同職を襲つたペラーヨ・クルボはサンチャゴ大司教の姪と結婚し、その親族集団に属した下級貴族で、後者より多くの封土・職封を与えられ、同じく市内に居住した有力住民であった⁽⁹⁾。従って有力住民の一翼を担った上級領主役人＝サンチャゴ大司教の親族集団に属する下級貴族との図式が基本的に成立し、そこから排斥された下級貴族や領主役人の多くは、反ヘルミレス派を構成した。1124年下級貴族出身の領主役人であり、「大司教の手からコルダリオなる土地を封土として受領していた」 terram que vocatur Cordarium de manu archiepiscopi suscepit in prestimonium⁽¹⁰⁾ ペドロ・ガルシア Pedro García は、ヘルミレスの他の封臣と共にサンチャゴ大司教に反旗を翻したため、封土を奪われている⁽¹¹⁾。1127年にも「彼（ヘルミレス）により富裕かつ高貴化された…下級貴族」 nobiles milites … ab ipso didati et nobilitati⁽¹²⁾ が、サンチャゴの上層市民や上級聖

堂参事会員の一部と結んで反ヘルミレス運動を展開したのであり⁽¹³⁾、下級貴族や領主役人の多くは、上層市民や上級聖堂参事会員とほぼ同一の階層を形成しつつ、都市領主権力の封建的支配からの離脱を目指していたのであった。第1次コミューン運動期に「…(サンチャゴ教会の) 領主役人がサンチャゴ教会の全所領を相互に分割した…」*… ministri totum honorem B . Jacobi inter se partiti fuerant …⁽¹⁴⁾*との『コンポステラ史』の一節は、その端的な証左である。しかも1105年の都市法が全住民を対象としたものであることを考えると⁽¹⁵⁾、これらの下級貴族・領主役人の中には市民権を有する者もかなり含まれていたとみてよい。

ところで1133年の市場令は、「…いかなる者も敢えて（下級領主役人たる）サジョンから…牡馬や牝馬を購入してはならない…」*… caballos et equas … nemo audeat emere de sajonibus …⁽¹⁶⁾*と定めている。『コンポステラ史』も1107年にカスティーリャ女王ウラカ⁽¹⁷⁾の下級領主役人——具体的には貯蔵係——で、サンチャゴ市民でもあったヨアンネ・ロンゴバルド Joanne Longobardo とガウフリード Gaufrido 兄弟が、貨幣変造の罪で国王裁判所に告発された事件を記している⁽¹⁸⁾。ここにみられるように下級領主役人が家畜取引きや造幣に携っていたとすれば、上級領主役人・下級貴族が同様の経済活動に従事していた可能性は大きいとみなければなるまい。

(b) 有力商人・手工業者上層

遠隔地商人・両替商・旅館経営者などの有力商人、ホタテ貝職や造幣職といった主要手工業の親方層も、有力住民の一翼を担った⁽¹⁹⁾。これらの上層市民——一部にフランスからの定住者も含む⁽²⁰⁾——は、1105年の都市法により市民権を付与され有力住民の多数を構成したが、市政への参加は認められなかった⁽²¹⁾。その一方で彼らは、フランス人街もしくはサンチャゴ教会近くの都市中心部といった特定街区に集住する傾向をみせ⁽²²⁾、前掲のような様々な経済活動から多くの利潤を得ていたのであった。第1次コミューン運動挫折後、反ヘルミレス派の100名の有力住民——多くは有力商人・手工業者上層から成る上層市民であった——は、「焼失したサンチャゴ教会の再建…と彼（ヘルミレス）の邸館の再建」*ecclesiam B . Jacobi que combusta fuerat reedificari … et palatia sua renovari⁽²³⁾*に加え、罰金として大司教に「銀1100マルクを支払わ」*dare mille et centum marchas argenti⁽²⁴⁾*ねばならなかった。上層市民を中心とする100名の有力住民によって、これらが行われたことは、上層市民のもつ大きな経済力を窺わせる。そればかりではない。1261年の国王裁定文書は、「市外に居住するサンチャゴ市民の隸属農民」*los iugeyros de los Cibdadanos de Santiago que moran fuera de la villa⁽²⁵⁾*にすら言及している。市外に居住して隸属農民に土地を耕作させることでのいたサンチャゴ市民としては、下級貴族・領主役人と上層市民が考えられる。13世紀からの推定とはいえ、上層市民の一部が、市民権をもつ下級貴族・領主役人の一部と共に周域に居住していた可能性を否定できないのである。

では上層市民が住民全体の中で占める比率は、どの程度であったのか。第1次コミューン運動後サンチャゴを追放された、上層市民を中心とする反ヘルミレス派の有力住民は、家族を含めてと思われるが100人であった。他方サンチャゴ居住を許された反ヘルミレス派の有力住民——その多くも上層市民であった——は、50人の子供を人質として差し出さねばならなかつた⁽²⁶⁾。各家族あたり1人の子供を人質として提供したとして、家族係数4～5を掛けると、反ヘルミレス派の上層市民数は300～350人となる。それに少数の親ヘルミレス派上層市民を加算しても、サンチャゴの上層市民数は400人前後であったと推定される。当時のサンチャゴの都市人口が約4000人であったことを考えると、上層市民の比率は1割前後と思われる。

(3) 上層市民のギルド *cofradía, gremio*

教会の強い領主制的支配下に置かれた12世紀前半のサンチャゴでは、ギルドはその利害と対立するものではなく、むしろ領主収入の安定的確保と物価統制のための重要な装置として機能した⁽²⁷⁾。それ故都市領主権力は、萌芽的な形で存在したギルドを積極的に保護・育成したのであった。様々な商品の価格統制と各職種の職域侵害禁止規定を盛りこんだ1133年の市場令⁽²⁸⁾は、それを裏づけるものである。とはいへ12世紀前半のギルドは、脆弱な組織にすぎず、ギルド関連の史料も乏しい。都市領主権力が市場令を介して都市の経済活動を直接統制し、ギルド同様の機能を果したこと、ギルドの発展を促す都市の自治制度が、強力な都市領主権力によって押さえこまれたことが、その原因であった⁽²⁹⁾。サンチャゴのギルドがコミューン運動の組織母体となりえなかった理由の一端も、ここにあると思われる。

商人ギルドについていえば、1095年サンチャゴ商人と周域の有力貴族間に抗争が生じた際、前者は自衛組織をつくると共に、自由な経済活動の保証をガリシア伯に直接請願している⁽³⁰⁾。サンチャゴ商人のこうした動きは、イスラム・スペインとの奢侈品貿易にあたり、これらが経済的利益防衛のため隊商を組織したこと、1120年にカスティーリヤ女王ウラカがサンチャゴの全市民に、王国全土における流通税免除特権を付与した事実⁽³¹⁾と共に、遠隔地商人ギルドの存在を予想させる。

両替商ギルドは、サンチャゴの経済発展を阻害する恐れのあった変造貨幣を防止し、併せて造幣収入の安定的確保を目的として、都市領主権力により上から組織されたものであり、造幣職もこれに参加した⁽³²⁾。同ギルドの成員となるには、市民権をもつギルド成員の子弟であること、ギルド総会での承認、入会金の支払い、ギルド規約の遵守誓約に加え、大司教の認可が必要であり、ギルド成員は有力住民に限定された⁽³³⁾。ギルド総会は毎年3月の第1金曜日にサン・マルティン・ピナリオ修道院で開催され、そこで1名のギルド長 *cambiador mayor* と4名のギルド役職 *vicario* の選出、新成員の承認が行われた。ギルド長は文書や印章の管理にあたる一方、ギルド役職は金庫も含め

たギルド組織の管理・運営に携った⁽³⁴⁾。またギルド成員は、ギルドの高貴化を目指す都市領主権力により、守護聖人たる聖イルデфонソ San Ildefonso をはじめとする聖人の祝祭への参加、サンチャゴ教会の高燭台の3本の蠟燭に日夜明かりを燈し続けること、同教会のミサに際しての合唱隊への燈明提供、貧民や巡礼の保護と援助を義務づけられた⁽³⁵⁾。その反対給付として両替商ギルドは、前掲のようにサンチャゴ教会に献納された賽銭を、一定の手数料を得て両替する権利などを認められたのであった⁽³⁶⁾。

旅館経営者のギルドについては、1133年の市場令が旅館経営者にパン屋としての活動を禁じ、その職域を定めていること⁽³⁷⁾から判断して、ギルドの存在はほぼ間違いないところであろう。このギルドも都市領主権力により上から組織されたとみられるが、その目的は新設旅館の開設認知料徴収と教会の認可のない不法な旅館経営者の排除による、領主収入の安定的確保・価格統制にあった⁽³⁸⁾。13世紀中葉の国王裁定文書によれば、「…(不法に) 靴職の開設した旅館をめぐって、サンチャゴ大司教とサンチャゴの靴職との間に訴訟事件が発生した…」… pleyto que auiam el arçobispo de Sant Yague con çapateros de Sant Yague por una casa albergueria que faziem los çapateros …⁽³⁹⁾ 際、「…余（国王フェルナンド3世）は…その家屋の取り壊しを命じている…。」… mando … que aquella casa deribe …⁽⁴⁰⁾。都市の自治権が強化された13世紀中葉⁽⁴¹⁾に入っても、靴職が不法に開設した旅館をめぐってサンチャゴ大司教との間に係争が生じ、その取り壊しを命じられているとすれば、都市領主権力による強い都市支配が貫徹した12世紀前半にあっては、ギルド統制は一層強力なものであったと推定される。

ホタテ貝職のギルドに関しては、12世紀の状況を反映した1230年の『サンチャゴ教会文書集』の一節にホタテ貝職ギルド《capitulum conchariorum》が登場することからみて⁽⁴²⁾、12世紀における同ギルドの存在は、確実である。ホタテ貝の製造・販売は、11世紀中葉まで教会の隸属的手工業者を介して、教会により直接行われていた。だが11世紀後半～12世紀前半における巡礼の盛行に伴い、ホタテ貝への需要も激増し、教会に隸属していたホタテ貝職の大半は、教会の支配を離脱して自由な手工業者へ転じた⁽⁴³⁾。都市領主権力は、これらの自由なホタテ貝職を上からギルド組織に組みこみ、それを介してギルド統制と領主収入の安定的確保を計った⁽⁴⁴⁾。前掲の1200年と1230年の『サンチャゴ教会文書集』⁽⁴⁵⁾——いずれもサンチャゴ大司教と市民たるホタテ貝職の間に締結された協定書——は、その証左である。サンチャゴ教会は、自由なホタテ貝職の保有する72の店舗から毎年1.5 ma. の地代を徴収していたばかりか、ギルドに組織されたこれらのホタテ貝職が不正を働いた場合、その不正行為は「…余（サンチャゴ大司教）が、その（ホタテ貝）職（の監督）を委ねた余の監督官により適切かつ効果的に正され…」… procuratoris nostri cui ministerium ipsum commiserimus competenter et efficaciter emendetur …⁽⁴⁶⁾ ねばならなかったからである。

ホタテ貝職ギルドの成員となるには、市民権の他に、ギルドの承認と教会の認可が必

要であった。1230年の『サンチャゴ教会文書集』は、市民たる自由なホタテ貝職が72の店舗を保有すると述べる一方で、「さてその店舗において（ホタテ貝職の）仕事を行わねばならない者は誰であれ…ホタテ貝職ギルドによって承認され…」Quicumque autem debuerit officium exercere in ipsis uicibus … per capitulum conchariorum admitatur …⁽⁴⁷⁾ ねばならないとしているからである。サンチャゴ教会が、重要な収入源であったホタテ貝職ギルドを、監督官を介して強い統制下に置いていたとすれば、その監督・統制はギルド加入の際にも及んだとみるべきであろう。

最後に造幣職であるが、前掲のように彼らは多くの場合両替商を兼ね、後者と同一のギルドを組織した。

このようにサンチャゴの上層市民は、遠隔地商業・金融業・旅館経営・ホタテ貝販売・造幣などの経済活動に従事し、後掲の如く周域にも比較的大きな土地を所有して⁽⁴⁸⁾、大きな経済力をもち、一部に周域に居住する者がみられる一方で、貴族身分へと社会的上昇を遂げる者も存在した。サンチャゴの上層市民であるマルティン・デ・トゥデラ Martín de Tudela やペロ・ヤコボ Pero Iacobo がポルトガル貴族との婚姻関係を梃子に貴族身分へ上昇したことは、その一例である⁽⁴⁹⁾。だが上層市民は市政への参加を認められず、その経済活動も多くが上から組織されたギルドを介して、都市領主権力の強い統制下に置かれていた。上層市民が反ヘルミレス派の上級聖堂参事会員や下級貴族・領主役人と共に、コミューン運動を主導した主たる理由が、ここにある。とはいえる上層市民の全てが、反ヘルミレス派を構成したわけではなかった。親ヘルミレス派の遠隔地商人や、第1次コミューン運動期にヘルミレスを匿った2人のフランス系上層市民は、その好例である⁽⁵⁰⁾。また施療院監理官職を購入し、施療院の土地や供物の監理を委ねられた上層市民の中にも、親ヘルミレス派が確認される⁽⁵¹⁾。

(4) 中下層住民

サンチャゴ住民の大多数を占めたのは、投機商人・仲買商人・小売商人などの在地商人と、小売にも従事した様々な職種の手工業者であったが、これらも都市領主権力の強い統制下に置かれ、上層市民以上に市政から遠ざけられた。都市の自治権が強化され、上層市民の一部の市政参加を認めた1261年の国王裁定文書にあっても、「…これら12名（の都市役人職への被選出権をもつ人々）の中には、鍛冶職・肉屋・靴職・皮革職…などの手工業者…が含まれてはならない」… non aia en estos doce ninguno de menester de ffferreros ni de carníceros ni de capateros ni de peligeros …⁽⁵²⁾ とされ、中下層住民の都市役人への選出が禁止されているからである。

他方中下層住民の中には、10~20年間の市内居住、市内における土地・家屋の所有、租税負担という条件を満たし市民権を有した中層住民と、それを有することのなかった下層住民の区別があった。1133年の市場令の主対象となった市民は、旅館経営者・造幣

人・両替商などの上層市民から明確に区別されているばかりか、そこに登場する市民とは、具体的には投機商人・仲買商人・小売商人などの在地商人と、鍛冶職・靴職・パン屋などの手工業者を指していた⁽⁵³⁾。従って市民として法的に認知され、市民権を有する中層住民を構成したのは、前掲のような在地商人と様々な職種の手工業者であったと考えてよい。とはいえた手工業者の全てが、中層住民に属したわけではなかった。1131年の『サンチャゴ教会文書集』は、サンチャゴのカテドラル建設に従事した建築関係の手工業者に、親方《magister》と職人・徒弟《criatione》⁽⁵⁴⁾の別があることを明らかにしている。親方は職人・徒弟の受容・追放権に加え、「…領主役人…その他いかなる者といえども…彼らの親方の手を介してでなければ、彼ら（職人・徒弟）を捕えることができない…」… maiordomus … nec ullus alius homo … neque eos pignoret , nisi per manus sui magistri …⁽⁵⁵⁾ とされ、親方は職人・徒弟をその強い支配下に置いていたということができる。中層住民の一翼を担ったのは、こうした親方層であり、しかも彼らは後掲のように、周域に小規模な土地を所有していたのであった⁽⁵⁶⁾。そればかりではない。1252年の国王裁定文書には、「(周域内にある) 前掲の村落に居住していた…水車職、…その（サンチャゴの）市民であった…それらの水車職」 sus molineros … que morauan en los lugares sobredichos … tales molineros … que eran sus uecinos⁽⁵⁷⁾への言及すらみえる。13世紀からの推定とはいえ、12世紀にあっても、市民権をもつ手工業者親方層の一部が、周域に居住していた可能性がある。

下層住民を構成したのは、職人・徒弟と主に周域から新たに流入し、ギルド組織外の日雇いとして雇用された周域農民であった。前者について1131年の『サンチャゴ教会文書集』は、「…親方は（第三者との訴訟に際し）彼ら（職人・徒弟）のために裁判（訴訟）に答え、彼らに代わって罰金を引き受ける」… Magister det directum de eis et recipiat directum per eos⁽⁵⁸⁾ と述べており、職人や徒弟が裁判能力・罰金支払い能力を欠いた非市民であったことが窺われる。後者について1131年の周域令前文は、サンチャゴに「…外来者やその他多くの人々が聚集し…」… advenae aliique complures confluentes⁽⁵⁹⁾ と述べている。周域令の主対象が周域農民であること、「貧民は…その保有地を完全に奪われてはならない」 Pauperes … beneficiis suis penitus non priventur⁽⁶⁰⁾ との周域令の一節にみられるように、貧民救済規定を盛りこまねばならないほど周域に多くの貧農が存在したことを考慮した時、「外来者やその他多くの人々」とは、周域農民を指したと考えてよいであろう。しかも1261年の国王裁定文書は、「…都市共同体の人々（市民）は…隸属農民 junior de cabeça を受け入れてはならない。だがそれが自由保有農 junior de heredat であれば、自有地を放棄することを条件に、彼らを受け入れてよい…」… los personeros del Conceio … no Reciban junior de cabeça; mas si fuer junior de heredat que lo Reciban dexando la heredat …⁽⁶¹⁾ としている。13世紀中葉にあっても自由保有農が、一定の条件下に都市に受け入れられたとすれば、

周域農民の受容により寛容であった12世紀⁽⁶²⁾においては、隸属農民すら受け入れられた可能性が大きい。これらの周域農民こそが、中下層住民の大多数を占めた下層住民を構成したのであった⁽⁶³⁾。

ところで下層住民は、周域の貧しい隸属農民や自由保有農に出自していたが故に、これらが前掲の市民としての条件を充足したとは一般に考えられない。彼らは、周域に土地をほとんど、あるいは全く持たなかつばかりか⁽⁶⁴⁾、市民権も有せざる非市民として市内に居住し、多くはギルド組織外の日雇いとして手工業に従事したり、ブルゴスやサアグーンの例にみられるように、農繁期には市民所有地における農業労働にも携つたものと思われる⁽⁶⁵⁾。第1次コミューン運動期に、都市住民の大多数を占めた下層住民は、都市領主権力ばかりか、時としてコミューン運動を指導した上級聖堂参事会員・有力住民、そして有力住民と結んだ中層住民にも敵対した⁽⁶⁶⁾。中層住民と下層住民との敵対の背景には、在地商人や手工業者親方層から成る前者と、職人・徒弟もしくは日雇いとして手工業に携つた後者との社会・経済的対立があつたと推定される。

『コンポステラ史』は、第1次コミューン運動期の中下層住民数を「3000人以上」ter mille et amplius⁽⁶⁷⁾ としている。当時の都市人口を4000人とすれば、中下層住民の比率は約75パーセントとなり、都市住民の大多数を占めた計算になる。

(5) 中下層住民のギルド

1133年の市場令は、「(市場令制定) 会議の (に参加した) 全ての者が、ブドウ酒の度量衡設定のため…またパンの (度量衡) 評価のために…度量衡監督官を選出する。肉についても同様であり…」 Omne consilium elegit idoneos viros … ponendum mensuram vini … et ad estimationem panis … similiter et de illa carne …⁽⁶⁸⁾ と述べ、ブドウ酒と肉の度量衡監督官計7名とパンの度量衡監督官3名を選出している⁽⁶⁹⁾。在地商人・手工業者の従事したブドウ酒・パン・肉の売買に際し、度量衡監督官が任命されたことは、これらのギルドの存在を窺わせる。度量衡や価格統制は、ギルドの存在なしには効果的に行われなかつたと思われるからである。旅館経営者にパンの製造・販売を禁止し、パン屋の営業権を保護する一方、後者のパンの重量・利幅を規制した市場令の一節⁽⁷⁰⁾も、その証左である。従つてサンチャゴでは、在地商人・手工業者といった中下層住民の間でも、萌芽的ながらいくつかの職種のギルドが組織されていたとみてよい。

だがこれらのギルドは、都市領主権力の強い統制下に置かれていた。カテドラル建設にあたつて、その工事の総監督を務めたのは、ヘルミレス側近の上級聖堂参事会員であったベルナルド Bernardo であり、建築関係ギルドの親方は、彼の上級裁判権に服属した⁽⁷¹⁾。度量衡監督官も、第1次コミューン運動期にヘルミレスを匿つたフロイラエ・ロデシンディス Floylae Rodesindiz の例⁽⁷²⁾にみられるように、親ヘルミレス派の

上層市民の中から選出されており、「(度量衡に) 増減(変更) の必要が生じた時は、(度量衡は) 聖堂参事会員、(中級領主役人たる) フエス、(市場令制定会議に参加した親ヘルミレス派の上層) 市民、及び(上級領主役人たる) 都市のレクトール(メリーノ) の同意…なしに増減(変更) されてはならない」*Et cum necessitas fuerit augendi vel minuendi, neque augeatur neque minuatur, nisi consensu … canonicorum, judicum et civium atque rectoris civitatis⁽⁷³⁾* のであった。度量衡監督官と度量衡規制は、いずれも都市領主権力の掌握するところであり、都市領主権力はこれらを介して、ギルドへの強い統制を及ぼしていたのである。

ではギルドの内部組織についてはどうか。前掲のようにカーデラル建設に従事した建築関係ギルドの親方は、上級裁判権をもつ総監督たる上級聖堂参事会員への服属下に、職人や徒弟のギルドへの受容・追放権に加え、後者への下級裁判権を行使し、ギルドの秩序維持や職業上の秘密漏洩防止に責任を負った⁽⁷⁴⁾。親方は、第三者との訴訟に際し職人・徒弟に代わって訴訟に答え、後者の罰金支払いも引き受けており⁽⁷⁵⁾、後者は親方の強い支配下に置かれていた。

このように中下層住民は、一部に周域に居住する者を含みつつも、ギルドを介して都市領主権力の強い統制下に置かれ、市政参加の道も全く閉ざされていた。中下層住民のコミニーン運動参加の主たる理由が、ここにある。とはいえた中下層住民と有力住民間には社会・経済的な対立がみられたし、中層住民と下層住民間も同様であった。これらの対立が、コミニーン運動の動向に複雑な影響を与えることになる。

(6) その他

サンチャゴでは12世紀以前から、サンチャゴ教会の家支配に服属する奴隸や、それに起源をもつ隸属民がみられた⁽⁷⁶⁾。『コンポステラ史』は、「…同都市(サンチャゴ)において、歩兵と奴隸 *mancipia* がそれ(カスティーリヤ女王ウラカの軍)を活気づけ…」… *in eadem ciuitate pedites et mancipia reficerent ea …⁽⁷⁷⁾* と述べ、1112年ウラカ軍にサンチャゴの奴隸が参加したことを明らかにしている。ヘルミレスも1134年に、サンチャゴ教会から奪われた50人の隸属民《homines criacionis》を回復しており⁽⁷⁸⁾、12世紀前半におけるこれらの存在は、ほぼ間違いないところであろう。こうした奴隸・隸属民の多くは、サンチャゴ教会が最大の領主権力であったことからみて、同教会に服属したと考えられる。

ところで奴隸・隸属民は、一部に領主役人として有力住民の一翼を担う者がみられたとはいえ、多くは家内奴隸・隸属的手工業者であった⁽⁷⁹⁾。サンチャゴ教会に隸属するホタテ貝職は、その好例である。13世紀初頭においても、ホタテ貝の製造・販売店舗100のうち28店舗がサンチャゴ教会の直営店舗であり⁽⁸⁰⁾、それは同教会に従属する隸属的ホタテ貝職の存在なしには、到底維持されなかつたからである。造幣職・居酒屋・

肉屋——13世紀中葉に入っても、サンチャゴ教会直営の肉屋が確認される⁽⁸¹⁾——についても同様であり⁽⁸²⁾、かなりの数の奴隸・隸属的手工業者の存在を窺わせる。

モーロ人とユダヤ人についてはどうか。10世紀に34名のイスラム教徒の戦争捕虜が、奴隸としてサンチャゴ教会に寄進された例⁽⁸³⁾にみられるように、これに起源をもつ前者は、受洗後もサンチャゴ教会の奴隸・隸属民として建築業や園芸などに携り⁽⁸⁴⁾、ユダヤ人街に隣接したモーロ人街に集住した。11世紀末～12世紀にムラービトの迫害を逃れて巡礼路都市に定住した後者は、バウティサード街にユダヤ人街を形成して集住する一方、サンチャゴ教会の隸属民として、遠隔地商業や金融業などの商業活動、金細工などの手工業、そして商品作物であるブドウ栽培を中心とする農業に従事した⁽⁸⁵⁾。だがサンチャゴのユダヤ人街は、ブルゴスやサアグーンのそれと比べて小規模であった。サンチャゴにはシナゴーグが建設されなかつたし、そこのユダヤ人街が明確な形をとる13世紀中葉に入っても、ユダヤ人に関する規定は、ほとんどみあたらない⁽⁸⁶⁾。中世末のサンチャゴのユダヤ人が少数であったこと⁽⁸⁷⁾も、それを裏づけるものであろう。

最後に、サンチャゴ教会の家支配に服したこれらの奴隸・隸属民、モーロ人・ユダヤ人といった周縁住民と都市住民一般の関係であるが、前掲のようにサンチャゴの奴隸が第1次コミューン運動を弾圧したウラカ軍に加わっていること⁽⁸⁸⁾、モーロ人・ユダヤ人が異教徒もしくは改宗キリスト教徒 *converso* として城壁近くの特定街区に集住したこと⁽⁸⁹⁾、更に12世紀初頭のサアグーンのコミューン運動では、ユダヤ人がキリスト教徒住民の攻撃対象となったこと⁽⁹⁰⁾などからみて、両者は潜在的敵対関係にあったと推定される。

IX 都市・農村関係

(1) 周域と分区⁽¹⁾

サンチャゴ教会がイムニテート権や上級領主権を行使した大司教領は、周域と分区から構成され、その中には王領地や他の教会・修道院所領、貴族所領なども含まれていた⁽²⁾。周域は大司教領の中核を成すもので、ウリヤ河とタンブレ河を南北の境界とし、西は大西洋、東はアルスア——ソブラーードの周域との境界に位置した巡礼路沿いの小都市——まで及んだ24マイル（約990 km²）のイムニテート領域《coto》であった。1120年のカスティーリヤ女王ウラカの確認文書によれば、「…ソブラーードの周域によって分かれ、ウリヤ河とタンブレ河の間で海（大西洋）に至るまで（の領域）が、（サンチャゴ教会の）イムニテート領域である…。」… *diuiditur per terminos de Superato et inter Uliam et Tamarum usque ad mare … cautatum esse …*⁽³⁾ ここにあっては、「…サンチャゴ教会が…支配権と命令権を有し…」… *Compostellana Ecclesia … potestatem et imperium habeat …*⁽⁴⁾、「…ウリヤ河とタンブレ河間の住民のある者が、サンチャゴ大司教の（下級領主役人たる）サジョン（の同意）なしに…（担保の）

差し押さえを行い…イムニテート権を侵害した場合、大司教とその聖堂参事会員に…500 s. を支払わ…」… si aliquis de iis qui inter Ullam et Tamarim morantur absque Sajone Compostellani archiepiscopi … pigneraret … cautum infringerat , persolverat quingentos solidos … archiepiscopo ejusque canonicis …⁽⁵⁾ ねばならなかつたのである。

この周域は、サンチャゴ市を境に東西に分けられた。周域中心部を含め4つの小分区から成る周域西部は、分区制をとらず、聖堂参事会財産の中にあって聖堂参事会長財産として分離され、司祭長が下級裁判権を、そして都市領主役人たるフエスと聖堂参事会長がそれぞれ中・上級裁判権と教区教会や修道院への監督権を行使したものと思われる。1113年の周域令によれば、「(毎)月の(第1)日に司祭長・司祭・騎士(下級貴族)・農民が…集まる。…もしある者が訴訟…を起こした場合、司祭長その他分別ある人々によって…検討され…んがためである。(その裁判集会で) 解決できなかったもの(訴訟)は翌日…司教とサンチャゴ教会の要人(上級聖堂参事会員)に報告され、決定された」 Die Kalendarum archipresbyteri , presbyteri , milites , rustici … convenient . Tunc si quid querelae … obortum fuerit , ab archipresbytero , caeterisque discretis viris … perquiratur … Quod si definire nequiverit , sequendi die … pontifici , atque apostolicae sedis primatibus referatur et determinetur⁽⁶⁾ ばかりではない。「毎週金曜日の週市に際し、司教館の門が開かれ、全ての訴訟(事件)が…司教・フエス・(上級)聖堂参事会員の前で報告され、決定された」 Uniuscujusque hebdomadae sexta feria pontificalis palatii januis reseratis , quidquid querelae … in presentia pontificis , judicum et canonicorum intimetur et diffiniatur⁽⁷⁾ のである。聖堂参事会長財産にあっては、大司教により任命された聖堂参事会長が、大司教に代わって上級裁判権を行使したこと⁽⁸⁾、また「司祭長その他…」との前掲の文言などに示されるように、司祭長からフエスへの提訴制度に言及した周域令の一節、及び下級領主役人たるサジョンの存在に触れた周域令の文言⁽⁹⁾からみて、フエスと司祭長は司祭やサジョンを使って中・下級裁判権を行使したと考えられる。教区教会や修道院への監督権については、聖堂参事会長がそれを有したのであった⁽¹⁰⁾。

他方周域東部と周域周辺領域の多くは、1177年の事例から推定して、それぞれいくつかの小分区から成る4つの分区に分けられた。7つの小分区から成るトラスタマラ Trastamara 分区とサルネス Salnés 分区、6つの小分区を併せたコルナド Cornado 分区、3つの小分区から構成されたネンドス Nendos 分区が、それである⁽¹¹⁾。ここにあっては、聖堂助祭により任命され、その監督下に置かれた各分区あたり7名の司祭長⁽¹²⁾が下級裁判権、大司教により任命された聖堂助祭とフエスが中・上級裁判権を、そして聖堂助祭が教区教会や修道院への監督権を行使したものと推定される。周域令は、「ある者が…(サンチャゴ) 教会の周域内で誰かを捕え…んと欲する場合、(サンチャ

ゴ) 司教の代理人（たる聖堂助祭）に、前もって許可が与えられるよう要請すべし」*Si quis … intra ecclesiae terminos quidpiam capere … voluerit , pontificis vicarium , ut licentiam sibi dari prius expostulet⁽¹³⁾* と述べ、聖堂助祭が中級裁判権を有していたことを示唆している。司祭長は聖堂助祭により任命され、その監督下に置かれたこと、フエスが3度窃盜を繰り返した窃盜犯への流血裁判権をもっていたこと⁽¹⁴⁾、更に下級領主役人としてのサジョンの存在も勘案した時、聖堂助祭は分区を巡回しながらサジョンや司祭長に補佐されつつ、司祭長とフエスの中間に位置する中級裁判権を行使したとみてよい⁽¹⁵⁾。教区教会や修道院への監督権については、1177年の『サンチャゴ教会文書集』が「…彼ら（聖堂助祭）の監督に服することのない、いかなる教会もそこ（分区）にあってはならない…。教区を有する…修道院にあっては、司祭はその教区（教会）と共に…聖堂助祭の監督に服すべし」… *nulla sit in eis parrochiana ecclesia que non sit eorum subiecta correctioni … In conuentualibus … quocum parroquiam habuerit , capellanus cum parroquia ad correctionem … archidiaconi pertineat⁽¹⁶⁾* と述べており、聖堂助祭がこれらへの監督権を有していたことは、間違いないところであろう。

ところで大司教領内には、分区制をとらず大司教が、その封臣である下級貴族を介して間接支配したファロ Faro をはじめとする、周域外の6つの小分区があった⁽¹⁷⁾。これらの下級貴族は大司教の封臣として、後者への軍役義務を負い、その反対給付として所領や城塞——カスティーリヤではこれらは基本的に世襲化されず、誠実義務違反の場合には没収された——を授封されていた⁽¹⁸⁾。1130年「…(サンチャゴ) 大司教自身からの封として、その城塞（ファロ城塞）を…終生保有した…」… *castrum illud in sua vita … pro feodo ab ipso archiepiscopo obtineret …⁽¹⁹⁾* 貴族ロデリクス Rodericus は、その一例である。周域の一部も同様であった。周域令は「騎士（下級貴族）が彼らの所領に、そうした代理人（下級貴族の領主役人）を置き…」*Milites … villicationibus suis tales vicarios statuant …⁽²⁰⁾* 所領経営を行うと同時に、「窃盜犯を捕えた者は誰であれ、その者をヴィリクス（下級貴族の領主役人）…に引き渡し…」*Quicumque latronem comprehendenterit , eum villico … tradat …⁽²¹⁾* と述べ、下級貴族が周域の一部で下級裁判権を行使していたことを明らかにしているからである。

では周域・分区の最末端に位置する農村教区や村落についてはどうか。周域令によれば、「毎週土曜日に司祭・騎士（下級貴族）・農民は…狼を…追い、それらに罠を…仕掛ける。各…（農村教区）教会は、7本の鉄棒を供出する。この仕事（狼の山狩り）に遅れた者は、司祭…騎士であれば5s.、農民であれば羊1頭もしくは1s.を（罰金として）支払わ」*In unoquoque Sabbato presbyteri , milites , rustici … lupos … persequantur … eis praecipitia … praeparent . Quaeque … ecclesia VII ferreas cannas persolvat . Ad hoc negotium quisquis ire distulerit , si sit sacerdos … vel miles ,*

V solidos , rusticus … ovem vel solidum persolvat⁽²²⁾。ねばならなかつた。しかも「(農村教区) 教会の全住民集会もしくは(村落住民の) 拡大評議会で、印章が作成された…」Characteres coram totius Ecclesiae conventu , sive publico concilio , fieri …⁽²³⁾ のである。このように農村教区や村落は固有の印章をもち、住民が総出で狼の山狩りを行う共同体を形成していた。この共同体を基礎に、毎月月初めに司祭長の司宰下に司祭・騎士(下級貴族)・農民が参加して、小分区農村教区や村落の訴訟事件裁決のための裁判集会が開かれたのであり⁽²⁴⁾、司祭——司祭長を介してフエスや聖堂助祭の監督下に置かれた——が村役人を兼ねたこと⁽²⁵⁾と併せ、農村教区や村落共同体は、サンチャゴ教会による強力な大司教領支配の最末端機構として機能していたとみてよい。

この周域令によってヘルミレスは、12世紀初めの政治・経済・社会的混乱の中で著しく弛緩した周域・分区における行政機構を再建し、秩序を回復し住民に平和を保証しようとした。窃盗・強姦・殺人・租税関連事件については、聖堂助祭が貴族を除く全住民の家屋での強制捜査権を有すること、これらの重大事件に関しては、四旬節や土曜の夜・日曜日・月曜の早朝であっても、裁判と犯人逮捕が可能であるとした周域令の一節⁽²⁶⁾は、それを端的に示している。同時にヘルミレスは、サンチャゴ市郊外に置かれた石の錘を度量衡測定の基準とし、周域・分区内的商人・巡礼の安全を保証したばかりか、周域農民が日曜を除く週6日サンチャゴの都市市場で食料品などを売買することを認め⁽²⁷⁾、周域・分区の経済発展も促した。周域・分区における経済発展・秩序維持は、行政機構の再建と共にサンチャゴ教会に、流通税・十分の一税・ヴォート収入など多くの収入をもたらした。だが経済発展は周域・分区住民の社会・経済較差を一層広げ、社会秩序の混乱と教会収入減少の一因ともなりかねなかった⁽²⁸⁾。そこでヘルミレスは貧民や身体障害者の保護という社会政策に意を用いる⁽²⁹⁾一方で、十分の一税などの支払いに苦しむ「これらの隸属(農)民を…軍役免除金や死亡税と称される…支払いから免除し…」His qui servilis conditionis jugum sustinent … redditus … qui fossataria et luctuosa nuncupantur , relaxamus …⁽³⁰⁾、周域農民の税負担を一時的に軽減しようとしたのである。

(2) 中小都市⁽³¹⁾

12世紀中葉のサンチャゴ大司教領内には、サンチャゴ教会の上級裁判権下に置かれたパドロンをはじめとする5つの中小都市 villa , burgo がみられた。巡礼路沿いの中小都市サアグーンやサント・ドミニゴ Santo Domingo の例⁽³²⁾からみて、人口規模1000～2000人と推定されるこれらの都市のうち、ヴィリヤ villa と称されたパドロンは比較的大規模の大きい海港都市であったが、ノイア Noia やファロは同じ海港都市でも当時規模は小さく、ブルゴ・デ・サールやフェレイロス Ferreiros は巡礼路沿いの内陸型小都市であった。前掲5都市のうちファロを除く4都市は、サンチャゴの周域に成立し

た都市であり、そのうちパドロンとノイアの2都市は、12世紀の60年代に都市法を付与され、周域内における特権的法領域を形成した⁽³³⁾。

ウリヤ河下流のパドロンは、かつてイリアと称された司教座都市であったが、司教座のサンチャゴ移転と共に衰微した。それを再開発し、西ヨーロッパやイスラム・スペインとの海上交易の拠点、海上ルートを利用する巡礼の上陸地点としたのが、ヘルミレスであった⁽³⁴⁾。パドロンにはオエステ城と造船所も配されており、イスラム教徒やノルマン人のサンチャゴ侵攻を水際で阻止する軍事上の要衝でもあった⁽³⁵⁾。1164年国王フェルナンド2世は、このパドロンの全住民に、従来の慣習法を成文化した都市法——カスティーリャではイムニテート領域内の都市であっても、都市法の発給権は基本的に国王が留保した——を付与した。このパドロンの都市法によれば、パドロン市民はサンチャゴ教会の上級裁判権に服属したものの、毎年2月21日に彼らの中から選出された2名の有力住民と2名の聖堂参事会員が、サンチャゴの都市領主役人フエスの助言を得て、都市行政に参画した⁽³⁶⁾。パドロン市民は、都市領主役人による不正な逮捕・都市追放、都市領主権力による不当に低い価格での商品の購入強制と軍役を免れ、流通税・死亡税の支払いも免除されたのである⁽³⁷⁾。加えてパドロン市民は、パドロンの小規模な周域——サンチャゴの周域内に形成されたもの——内に土地と隸属農民を有し、周域農民との訴訟に際しても有利な扱いを受けたのであった⁽³⁸⁾。

タンブレ河口のノイアはパドロンと並ぶ巡礼の上陸地点として、サンチャゴ大司教により既存の小集落を核に建設された都市である⁽³⁹⁾。フェルナンド2世の発給した1168年のノイアの都市法によれば、ノイア市民はサンチャゴ市民と同様に流通税の支払いを免除されたものの、都市領主役人たるメリーノを介して行使されたサンチャゴ教会の上級裁判権に服属しなければならず、ノイアへの住民の受け入れはサンチャゴの都市法に従って行われた⁽⁴⁰⁾。またノイアでは、西ヨーロッパとの海上交易振興のため、従来ノイア海岸の在地領主に認められてきた難破船とその積み荷の押収も禁止されたのである⁽⁴¹⁾。ファロは1つの教区から成る小規模な海港都市であったが、巡礼の上陸地点・西ヨーロッパとの海上交易拡大の拠点として、重要性を増しつつあった。サンチャゴ教会は、このファロに教区教会を有し、都市支配権と流通税収入をガリシア地方の有力修道院であったソブラード修道院と共有した⁽⁴²⁾。ブルゴ・デ・サールやフェレイロスは、ヘルミレスが巡礼の宿泊地として、またフランス人などの外国人を含めた商人や手工業者の定住地、周域農民との商品交換の場として、教区教会を核に建設した巡礼路沿いの小都市であり、ブルゴ・デ・サールの例にみられるように小規模な周域をもち、サンチャゴ教会の上級裁判権に服属した⁽⁴³⁾。

このようにサンチャゴ教会は、教区教会・城塞・小集落を核として自らの主導下に、一部の外国人商人・手工業者をも定着させつつ、周域を中心に中小都市を建設ないし再建した。巡礼の上陸・宿泊地、西ヨーロッパやイスラム・スペインとの海上交易の拠点、

周域農民との商品交換の場、軍事上の要衝として機能したこれらの中小都市を介して、サンチャゴ教会は周域開発を一層強力に推進し、教会収入も増大させた⁽⁴⁴⁾。

サンチャゴ教会の上級裁判権に服属したこれらの中小都市の中で、当時最も重要な都市はパドロンであった⁽⁴⁵⁾。パドロンの有力住民2名に市政参加を認め、サンチャゴ市民以上に有利な都市法が付与された所以である。ところで中小都市の中には、パドロンやブルゴ・デ・サールのようにサンチャゴ教会の上級裁判権に服属しつつも、サンチャゴの周域内に更に小規模な周域を有する都市もみられた。しかもパドロン市民は周域農民との訴訟に際し、有利な扱いを享受できたのであった。従ってサンチャゴ教会による中小都市支配は都市ごとに差異がみられ、サンチャゴ教会の上級裁判権に服する中小都市市民が、その周域農民を服属させるという重層的構造をとる一方で、ファロに典型的にみられるように、有力修道院の都市支配権とも交錯していたのであった。

ではこれらの中小都市は、サンチャゴとどのような経済関係を取り結んだのか。パドロン以外については不明であるが、前掲のようにパドロン——サンチャゴの外港として対外貿易の拠点であったばかりか、人口も多く、周域の地味も豊かで、魚や塩の産地として有名であった⁽⁴⁶⁾——は、サンチャゴで消費された西ヨーロッパ産毛織物の輸入港であった⁽⁴⁷⁾し、パドロンの都市法によればパドロン市民は、魚・塩・果物・パン・肉・ブドウ酒・薪などに関する王国全土での流通税免除特権を有していた⁽⁴⁸⁾。サンチャゴが様々な手工業の発達したガリシア地方最大の都市であり、サンチャゴの在地商人が食料品の買い付けのために周域に赴いたこと⁽⁴⁹⁾、またパドロンがサンチャゴの周域内に位置し、サンチャゴ教会の上級裁判権に服する中小都市であったことを考慮した時、これらの食料品や燃料の多くがサンチャゴへ輸出され、サンチャゴからは様々な手工業製品が持ちこまれた可能性が大きい。

(3) 周域における市民的土地位所有

(a) 市民所有地の広汎な展開

サンチャゴ市内に居住する聖堂参事会員、有力住民の一翼を担った下級貴族・領主役人や上層市民が、周域に職封・封土・自有地から成る比較的大きな土地を所有したばかりか⁽⁵⁰⁾、在地商人や手工業者の多くも、そこに小規模な自有地を所有したのであった。『コンポステラ史』によれば、第1次コミューン運動を指導した100名の「…(上級) 聖堂参事会員と(上層) 市民は…追放され、自有地・家屋・その他の封土を没収された」… tam canonicos quam cives … exsules fieri, hereditatibus, edificiis, ceterisque beneficiis privari⁽⁵¹⁾ のであり、これらが周域に自有地・封土を所有していたことは間違いないところである。また1105年の都市法によれば、全てのサンチャゴ市民は、周域を含む「至る所にある…彼らの自有地と共に」サンチャゴ教会の支配に服属しなければならなかった⁽⁵²⁾。1133年の市場令は、「…牡牛、(特に) 老いて農耕に役立たないも

の（牡牛）を除き、我々は牡牛の屠殺を認めない」… praeter boves quos non concedimus tractare , praeter veteres et aratro inutiles⁽⁵³⁾ と述べ、農耕用牡牛の屠殺を禁止している。肉などの食料品価格が高騰する中で、これらが大量に屠殺されれば、在地商人・手工業者を中心とするサンチャゴ市民や周域農民の所有する土地での農業経営を圧迫し、ひいては教会収入の減少・社会不安の激化を招く恐れがあったからである⁽⁵⁴⁾。1131年の『サンチャゴ教会文書集』も、カテドラル建設に従事した建築業関係の手工業者の「…家屋や所有地に、周域の領主役人その他いかなる者も…入ってはならない…」… domos et possessiones quod maiordomus terrae nec ullus alias homo … ibi non intret …⁽⁵⁵⁾ とし、これらが周域に家屋・土地を所有していたことを明らかにしている。

13世紀に入ると、こうした傾向は一層顕著になる。1250年の国王裁定文書は、「…サンチャゴの周域内にある、サンチャゴ市民の自有地を耕作することになった…(周域)農民…」… el uilano … que … uiniere a laborar la erdat del cibdadano de Santiago en la terra de Santiago⁽⁵⁶⁾ に言及している。1261年の国王裁定文書も、「…それらの（サンチャゴ）市民が収穫を得るため、あるいは休息のために彼らの自有地に赴いたにしても…(市民が) 1年の大半を…それらの自有地で過ごし、そこに主要家屋を有している場合には、（サンチャゴ大司教と聖堂参事会は）彼ら（市民）に、（周域農民に課せられるような）税を要求してはならない」… quando sus uicios uam coger sos frochos o a folgar en sus heredades … non gelo demanden fueras se moraren la mayor partida del anno … en tales heredades teniendo y la mayor casa⁽⁵⁷⁾ と定めている。国王裁定文書の以上の文言は、13世紀中葉における市民的土地位所有の広汎な存在を窺わせる。

これらを前提とした時、12世紀のサンチャゴでは、市民的土地位所有が一般的であったといわざるをえない。しかもサンチャゴ市民に、都市市場でのリンゴ酒の販売を認めた市場令の一節⁽⁵⁸⁾からみて、市民は周域の自有地などで栽培した農産物もしくはその加工品を、都市市場で売却していた可能性すら否定できないのである。とはいえサンチャゴの全ての住民が、周域に土地を所有できたわけではなかった。前掲のように下層住民は、それらをほとんどあるいは全く持たなかつたのである⁽⁵⁹⁾。

(b) 市民所有地の形成と都市共有地 *propio*

市民権を有した一部の上級聖堂参事会員・下級貴族・領主役人は、前掲のように周域に封土・職封・自有地から成る比較的大きな土地を所有したばかりか、封土・職封の篡奪や周域農民からの土地購入によりそれらを拡大したものと思われる。『コンポステラ史』によれば、ヘルミレスの封臣で下級貴族出身の領主役人であったムニオ Munio は、1121年に封土・職封を篡奪しようとした⁽⁶⁰⁾。ヘルミレスの参加したパレンシア Palencia 公会議も、篡奪された教会所領と隸属農民の返還を定めており⁽⁶¹⁾、これらによる篡

奪が広く行われていたことを窺わせる。13世紀には上級聖堂参事会員による周域農民からの土地購入も一般化していたのであって⁽⁶²⁾、同様の状況を12世紀について想定することは無謀ではあるまい。

上層市民は自有地に加え大司教からの授封、サンチャゴ教会・下級貴族・周域農民からの土地購入により、周域に比較的大きな土地を所有した。第1次コミューン運動を指導した上層市民は、自有地の他に大司教から与えられた封土を所有していたし、これらへの施療院管理官職と職封の売却も行われたのであった⁽⁶³⁾。『コンポステラ史』は、国王アルフォンソ7世への銀1000マルクの支払いに窮したヘルミレスが、1127年に教会所領を担保として、親ヘルミレス派の上層市民から多額の金を借り受けた事実を明らかにしている⁽⁶⁴⁾。担保とされた教会所領が受け戻されたか否かは不明であるが、その後もヘルミレスはアルフォンソ7世から多くの資金援助を強要され続けたこと⁽⁶⁵⁾を考えると、前掲所領の一部が上層市民に売却された可能性が大きい。

ところでサンチャゴの周域では、11世紀初頭の段階で全ての者に土地の購入権が認められていた。1019年の『レオン教会文書』の一節「…サンチャゴの周域で…自有地を購入した者は誰であれ…」… quisquis fuerit qui in terram Sci . Jacobi … ingenuitatis hereditates emit …⁽⁶⁶⁾ は、それを示している。13世紀に入っても、こうした状況に基本的変化はなく、1251年の国王裁定文書は、市民による下級貴族からの土地購入に言及している⁽⁶⁷⁾。1261年の国王裁定文書も、「サンチャゴ教会の土地を取得した者（市民）については、2 d. を（地代として）支払うべし…」… de los que salieren á la eglesia de santiago , que den dos … dineros …⁽⁶⁸⁾と述べ、サンチャゴ市民によるサンチャゴ教会所領の取得（購入）に触れている。周域には自由保有農が開墾により取得した小自有地も確認されており⁽⁶⁹⁾、12世紀前半の上層市民は多額の資本投下によって、これらの土地を購入・集積したとみてよい。

小規模な資本をもつにすぎない中層住民は、小自有地を有する自由保有農からの購入により、あるいは均分相続により周域に小さな土地を所有したものと考えられる。「…今後サンチャゴの都市共同体の成員（たる市民）は、サンチャゴ大司教…の承認なしに、いかなる…サンチャゴの周域の土地も…購入してはならない」… en adelantre los de conceio de santiago non comprem … ninguna cosa … de la herdat de la terra de santiago sem plazer de arçobispo…⁽⁷⁰⁾との1250年の国王裁定文書の一節は、13世紀中葉以前から中層住民を含めたサンチャゴ市民が、周域で土地の購入を活発に行ってきたことを窺わせる。1264年の国王裁定文書も周域農民の小自有地が、これらとその親族であるサンチャゴ市民の間で均分相続されるべきことを定めており⁽⁷¹⁾12世紀にあっても同様のことが行われたと推定される。

これらの個別的市民所有地と共に、サンチャゴではプロピオと称される都市共有地も存在した。1250年の国王裁定文書は、「…(1237年までに) サンチャゴの都市共同体が所

有・購入・取得した全ての土地…は、サンチャゴの都市共同体の自由に供される…」
 …todas las heredades …que fueron el concejo de Santiago et compraron et
 ganaron…finquen al concejo de Santiago libres…⁽⁷²⁾ とし、1237年以前からの都市
 共有地の存在を示唆しているからである。この都市共有地は、同時代のサアグーンの例
 からみて、市民が用益権をもち開墾を禁止された山林・放牧地などの未耕地と耕作地に
 区分され、後者は市民に永代小作地として貸与されて、都市共同体の重要な財源となっ
 たと思われる⁽⁷³⁾。

(c) 市民所有地の経営形態

周域令は、都市下層住民や農業労働者の供給源となった貧農が、周域に広汎に存在し
 たことを指摘している⁽⁷⁴⁾。1250年の国王裁定文書には、「…サンチャゴの周域内にある
 サンチャゴ市民の自有地を耕作することになった…(周域) 農民」⁽⁷⁵⁾、「…サンチャゴ市
 民を領主とした (周域) 農民…」… el villano que otorgó el prestamero al ci-
 dadano de Santiago …⁽⁷⁶⁾ との一節がみえる。11～13世紀のサアグーンやブルゴスに
 おいても同様の状況がみられ、しかも都市下層住民が農業労働にも従事したとすれば⁽⁷⁷⁾、12世紀前半のサンチャゴにあっても、比較的大きな土地をもつ有力住民は、周
 域農民や日雇いなどの都市下層住民を小作農・農業労働者として利用しつつ、以下によ
 うな様々な農業契約の下で、土地を経営したとみてよいであろう。

12～13世紀のガリシア地方で最も広く行われた農業契約は、フォロ foro 契約であつ
 た。それはコンプラン complaint 契約に類似した長期の農業契約であり、周域農民や
 都市下層住民が領主の所有する荒蕪地を開墾してブドウ畠や穀物畠とした場合、開墾地
 そのものの2分の1～4分の1が領主と契約農民間で分割された⁽⁷⁸⁾。あるいは開墾地
 の所有権は領主に帰属したまま、1～数世代にわたる契約期間中、収穫の2分の1～4
 分の1が両者で折半されるという内容をもつものであった⁽⁷⁹⁾。いずれの形をとるにせ
 よ、周域農民や都市下層住民はブドウ畠や穀物畠全体を良好に維持して、領主に一定額
 の主として現物地代を支払う義務を負い、農民所有地については、当該領主以外への譲
 渡・売却が禁じられたのである⁽⁸⁰⁾。1128年にカカベロス Cacabelos なる小都市の下層
 住民と思われるヨハンネス・シディス Johannes Cidiz が、サンチャゴ教会所領を対象
 として同教会と結んだ農業契約は、その好例である。「…貴下（大司教ヘルミレス）が
 我々（ヨハンネス・シディスと妻及び息子）に与える…貴下の教会の土地を我々は耕作
 し、（そこに家屋を）建て、（ブドウ樹を）植える…。そこで我々が…取得できたパン、
 ブドウ、その他全ての物に関して、我々は（それらの）3分の1を（地代として）貴下
 に与え、3分の2を我々に留保する…。我々は前掲の土地を生涯保有し、その間は（サ
 ニャゴ教会以外の）他の者を領主とすることなしに…貴下の教会の領主（たるヘルミ
 レス）に誠実に奉仕し服属…する。我々が没した…場合には、我々の息子が…全ての土
 地を生涯保有し…前掲の条件で奉仕する」… vestrae Ecclesiae hereditates … quas

nobis datis , laboremus et edificemus et plantemus … de pane et vino et omnibus quae ibi … acquirere potuerimus , demus vobis tertiam partem , duabus nobis partibus reservatis … teneamus praedictas hereditates in omni vita nostra , quan- diu … vestrae Ecclesiae dominis absque alio domino fideliter obedientiam et reverentiam exhibuerimus . Si … nobis defunctis noster filius … , omnes hereditates in vita sua teneat praedicta ratione servata⁽⁸¹⁾ . かくてサンチャゴ教会は、当時のガリシア地方における過剰人口と土地不足を背景に、多大な資本投下なしに荒蕪地を開墾し、ブドウや穀物を取得できたのであった⁽⁸²⁾。有力住民も同様の農業契約により比較的大きな土地を経営し、現物地代を得ていたと思われる。

フォロ契約と並んで、周域農民や都市下層住民を農業労働者として利用した直接経営や、領主にとって有利な耕作地の短期小作契約も行われた。12~13世紀のガリシア地方を対象としたポンテラ・シルバやパリヤーレス・メンデスの農業契約に関する研究⁽⁸³⁾は、それを示している。

これに対し小さな土地をもつ都市中層住民は、レオンやブルゴスなどの例からみて、周域の土地を家族労働力に依拠して経営し、そこから彼らの生産活動を補強する食料や原料の一部を得ていたと考えられる⁽⁸⁴⁾。

(4) 多様な領主関係と土地所有

1120年のカスティーリャ女王ウラカによる大規模な寄進以来、周域に王領地はほとんど確認されない⁽⁸⁵⁾。サンチャゴ教会以外の教会・修道院所領については、1100~40年の間にサンチャゴ教会が周域内の73の私有教会・修道院とその所領を併合した事実⁽⁸⁶⁾からみて、周域におけるこれらの存在は否めない。だがここでは、サンチャゴ教会だけがイムニテート権を行使できたのであり、他の教会・修道院所領はサンチャゴ教会の上級領主権に服属したのであった。サンチャゴの周域内にあっては、サンチャゴ教会が「支配権と命令権を有し」、同教会以外によるイムニテート権の行使を禁止したカスティーリャ女王ウラカの確認文書⁽⁸⁷⁾は、それを裏づけるものである。これに対し周域外の分区では、小規模ながら王領地が存在したばかりか⁽⁸⁸⁾、イムニテート権をもつ教会・修道院所領もみられた。13世紀に入るとガリシア地方の王領地は一層減少したにもかかわらず、1250年の国王裁定文書は、分区内の王領地から周域に移住し市民所有地を耕作することになった周域農民に言及している⁽⁸⁹⁾。また布拉ガ教会はガリシア南部を中心に所領を展開していたし、ソブラード修道院も周域外のソブラード小分区やネンドス分区を中心に、かなりの所領とイムニテート権を有していた⁽⁹⁰⁾。従って周域外の分区にあっては、最大の領主権力たるサンチャゴ教会の所領と、王領地やイムニテート権をもつ有力教会・修道院所領が混在し、サンチャゴ教会と布拉ガ教会やソブラード修道院との抗争にみられるように、領主裁判権や所領をめぐる争いが頻発したのであつ

た⁽⁹¹⁾。

周域にはサンチャゴや中小都市の市民所有地・都市共有地に加え、有力住民の土地、農民の保有地・自有地もみられた。1105年の都市法によれば、サンチャゴ市民は自有地の故に死亡税・結婚税などを免除された⁽⁹²⁾。他方1260年の国王裁定文書によれば、サンチャゴ市民は「…(市民の) 自有地は、彼ら (市民) が税を支払うべきもの (土地) ではない…」… las heredades non som tales de que elos hayan fazer fvero …⁽⁹³⁾と主張し、サンチャゴ教会による課税を拒否している。1250年の国王裁定文書も、1237年までにサンチャゴの都市共同体が取得 (購入) した全ての土地はその自由に供され、「…民事事件の罰金 buoz 、不動産取引税 enliza 、刑事事件の罰金 calonna 、租税 moneda を除き、サンチャゴ教会の…(上級) 領主権の故に、(都市共有地が) 大司教…に支払わねばならない…全ての課税を…免れる…」… quitas … de todo foro … que deuen a facer al Arçobispo … por razon de la yglesia de Santiago … del sennorio … foras … buoz et enliza et calonna et moneda …⁽⁹⁴⁾ と定めている。自治権が強化された13世紀中葉に入っても、都市共有地がサンチャゴ教会の上級領主権に服属し、民事・刑事事件の罰金、不動産取引税、租税負担を負っていたとすれば⁽⁹⁵⁾、それはサンチャゴ教会による強い支配が実現した12世紀前半にあっては、一層妥当したであろう。個別の市民所有地は死亡税・結婚税などを免除されたものの、周域全体がサンチャゴ教会のイムニテート領域を構成したこと⁽⁹⁶⁾、また13世紀中葉になっても市民所有地への課税をめぐって同教会との争いが発生していることを勘案すると、それは都市共有地と同様にサンチャゴ教会の上級領主権下に置かれ、同様の負担を課せられたと思われる。だが都市共有地や市民所有地の負担は、後掲の周域農民の土地の負担に比べ軽微であり、それ故サンチャゴ教会は都市共同体や市民が周域農民の土地を併合するのを恐れ、それを阻止しようと躍起になったのである。都市共有地や市民所有地をめぐる都市共同体とサンチャゴ教会との一連の抗争を記した13世紀中葉の国王裁定文書、とりわけ「…(サンチャゴ大司教は) 彼ら (市民) に周域農民の自有地購入を認めない…」… lles non lexades comprar erdades foreyras …⁽⁹⁷⁾ とした1264年の国王裁定文書の文言は、その証左である。

中小都市の市民所有地についていえば、中小都市そのものがサンチャゴ教会の上級裁判権に服したことからみて⁽⁹⁸⁾、これらは同教会の上級領主権に服属し、サンチャゴの市民所有地と同様の負担を課せられたものと思われる。サンチャゴ教会は教会収入と上級領主権確保のため、ここでも市民所有地の抑制策をとった可能性がある。

下級貴族・領主役人の土地も、サンチャゴ教会の上級領主権に服した。とはいえて下級貴族・領主役人の多くは、大司教の封臣として軍役義務を負い、これらの土地が自有地・封土・職封から構成されたことからみて⁽⁹⁹⁾、市民所有地と同様の負担を課せられたとは考えられない。下級貴族・領主役人は市民と異なり、屋敷地内におけるイムニテ

一ト権を保証されたうえ、周域の一部において下級裁判権を行使し⁽¹⁰⁰⁾、それに服した周域農民は、1220年の国王文書によれば「騎士（下級貴族）に…年1回…小麦1袋…と大麦1袋、8 d.、雌鳥1羽を与える」*Militibus … dent semel in anno … unam taleygam de tritico … et aliam de cevada et VIII denarios et unam gallinam*⁽¹⁰¹⁾ねばならなかったからである。教会収入と上級領主権確保のためサンチャゴ教会は、こうした下級貴族・領主役人の土地の拡大にも警戒の目を向けていた。それ故1180年の国王確認文書は、周域にあってはいかなる者も、サンチャゴ教会の利益を損う形で土地・隸属農民を取得してはならない、サンチャゴ教会の所領・権利を篡奪した貴族は、貴族としての特権を喪失すると規定しているのである⁽¹⁰²⁾。

では周域農民の土地についてはどうか。周域農民の多くは、自有地と保有地を併せもつ自由保有農、もしくは保有地のみを有する隸属農民であった⁽¹⁰³⁾。11世紀以来これら二種類の農民の存在が確認されるし、1261年の国王裁定文書も、都市共同体は自有地の放棄を条件に自由保有農を受け入れることができるが⁽¹⁰⁴⁾、「…隸属農民の場合は、（例えこれらが）10~20年間（市内に居住）しても、大司教はこれらの隸属（農）民の返還請求権を喪失しない」… *el arçobispo no pierda por diez ni por ueynte annos de demandar estos hombres , si son juniores de cabeca*⁽¹⁰⁵⁾ と述べ、それを再確認している。サンチャゴ教会が、周域においてイムニテート権を独占的に行使した周域最大の領主権力であったことを考慮する時、周域農民とその土地は、上級領主権行使した同教会の強い支配下に置かれ、市民所有地以上の様々な負担を課せられていたとみてよいであろう。1113年の周域令によれば、隸属農民は親族の自有地に居住する限り、軍役免除金や死亡税の支払いを免れた⁽¹⁰⁶⁾。だが周域令のこの規定は、多くの周域農民の貧窮という特殊な状況下で出されたものであり、隸属農民の負担の実態を十分に反映したものとは言い難い。むしろそれを映し出しているのは、「市民所有地内の市民の隸属農民」*los seruiciales de los cibdadanos en las herdades de los cibdadanos*⁽¹⁰⁷⁾ は、民事・刑事事件の罰金、不動産取引税、租税だけを負担した市民と異なり、サンチャゴ教会への全ての負担に服さねばならないとした、1250年の国王裁定文書⁽¹⁰⁸⁾であろう。自治権が強化された13世紀中葉の、しかも市民所有地の隸属農民にすら全ての負担が求められたとすれば、12世紀前半の隸属農民の土地は、市民所有地以上に重い負担を課せられ、サンチャゴ教会の強い支配下に置かれたと考えて差し支えないであろう。隸属農民と自由保有農の負担、サンチャゴの周域農民と中小都市のそれの負担に、どのような差があったかは不明であるが、こうした周域農民への課税は、サンチャゴ教会の重要な収入源のひとつであった。それ故サンチャゴ教会は、サンチャゴや中小都市の都市共同体と市民、有力住民による周域農民の土地取得を抑制し、またこれらが周域農民を農業労働に利用することを制約しつつ⁽¹⁰⁹⁾、教会収入と上級領主権の安定的確保を計ったのである。

このように多様な領主関係の中で、サンチャゴ教会は周域農民とその土地支配をめぐって、サンチャゴの都市住民、とりわけ上層市民・下級貴族・領主役人と対立したのであり、そこにコミューン運動の一因がある。

X 結び

11世紀後半～12世紀前半、とりわけ12世紀前半において、サンチャゴは著しい都市的拡大⁽¹⁾を遂げた。ヨーロッパ全土からの巡礼の団体という外的刺激に加え、初代大司教ヘルミレスが都市の「聖性」強化のために莫大な資本を投下して行った都市・周域の再開発、都市法付与、商人・手工業者の保護と周域農民誘致政策が、主たる原因であった。かくてサンチャゴは12世紀中葉の段階で、城壁内面積が約30 ha、都市人口約4000人の有力都市と発展した。

南北約700m・東西約400mという長方形に近い都市プラン⁽²⁾をもつサンチャゴでは、サンチャゴ教会や大司教館などが都市中枢部を形成した。サンチャゴ経済の中心となつたのは、巡礼路門を起点とするフランス人街であり、そこには両替商その他の商人の店舗や旅館が軒を連ねていた。また鍛冶職・靴職などの手工業者は、特定の街区に集住した。その他サンチャゴには、聖堂付属学校、巡礼・貧民のための宿泊施設や施療院、ユダヤ人街・モーロ人街もみられたし、巡礼向けの市場や週市・年市も開催された。

教会組織⁽³⁾としては、聖堂参事会制度と聖堂参事会財産が重要である。前者はサンチャゴ教会の政治・経済的自立性の強化と教会財産の防衛を目的として、ヘルミレスの断行した教会改革により整備された。聖堂参事会員は72名であり、このうち聖堂参事会長をはじめとする上級聖堂参事会員は8名強であった。これらの上級聖堂参事会員は、ヘルミレスがその親族や側近である下級貴族・フランス人クリュニー会士・上層市民の中から任命した。後者は、大司教財産から区別された聖堂参事会固有の財産である。聖堂参事会は小規模財産の受領権を認められたものの、大規模財産については2分の1の地代徴収権を享受できたにすぎず、流通税収入をはじめとする多額の貨幣収入も、大司教財産に組みこまれていた。しかも聖堂参事会財産の一部は、大司教により任命された聖堂参事会長の財産として、そこから分離されたのである。上級聖堂参事会員の一部、とりわけ上層市民出身のそれが、コミューン運動を主導する一因である。この他大司教管区をめぐる隣接大司教座教会との争いも、コミューン運動の動向に微妙な影響を与えた。

政治的⁽⁴⁾には1105年の都市法により、サンチャゴの全住民は、サンチャゴ教会の支配のみに服する自由身分（市民）とされた。だが市民の市政参加は認められず、都市領主の強い領主制的支配が及んだ。都市行政は上級領主役人たる1名のメリーノ、軍事指揮権をもつ1名のプリンケプス・ミリティアエ、中級領主役人としての2名のフエス、下級領主役人のサジョン、それに都市行政にも関与した聖堂参事会長により担われた。これらの上中級領主役人と聖堂参事会長は、いずれもヘルミレスの親族や側近の中から任

命されており、大司教はネポティズムに基く強力な領主制的支配を実現していたということができる。

経済的には、サンチャゴの都市市場で取引きされた商品の多くは、市内で生産された手工業製品と周域産の食料品や家畜などであり、サンチャゴ経済は在地的性格を強く帯びていた。遠隔地商業の拠点であったサンチャゴでは、オリエント産の絹織物・香辛料、西ヨーロッパ産の高級毛織物も取引きされたが、それらは少数であった。その他周域農民の持ちこんだ鋤などの手工業製品も、売買された。経済活動としては、遠隔地商業・在地商業・金融業・旅館業といった商業活動と共に、ホタテ貝職・造幣職・靴職・鍛冶職などにより様々な手工業が営まれたが、多数を占めたのは、手工業と明確な形で分離されていなかった在地商業である。これらの経済活動に対してサンチャゴ教会は、価格・利潤・度量衡などの面で強い統制を及ぼし、多くの貨幣収入を得ていた。その一方でサンチャゴ教会は、周域を中心に広大な所領を展開し、地代・裁判・流通税収入・十分の一税などを取得して、圧倒的な経済力を有していたのであった。

社会構造⁽⁶⁾という面からみた時、12世紀前半のサンチャゴには、聖職者・有力住民・中下層住民・ユダヤ人・モーゴ人などが居住し、その一半は1105年の都市法により、市民としてほぼ同質の団体を形成しつつも、様々なレヴェルでの緊張関係を免れなかつた。このうちコミューン運動を主導したのは、上級聖堂参事会員の一部、ヘルミレスの親族集団に属さず社会・経済的に上層市民とほぼ同質の集団を構成した下級貴族・領主役人であった。これらの有力住民は、いずれも都市領主の強い領主制的支配からの離脱と市政参加を目指していた。市民権をもつ中層住民を構成したのは、手工業者親方層と在地商人であり、職人・徒弟・日雇い——これらの多くは周域農民の出身であった——は、都市住民の大多数を占める下層住民に属した。そのため下層住民は、コミューン運動に際し時として、有力住民・中層住民と対立した。その他サンチャゴ教会の奴隸や隸属民、少数民族ながらユダヤ人・モーゴ人もみられた。

ギルドについては、両替商ギルドやホタテ貝職ギルドの例に典型的にみられるように、主として教会収入の安定的確保と物価統制のため、都市領主権力により上から組織されたものであった。

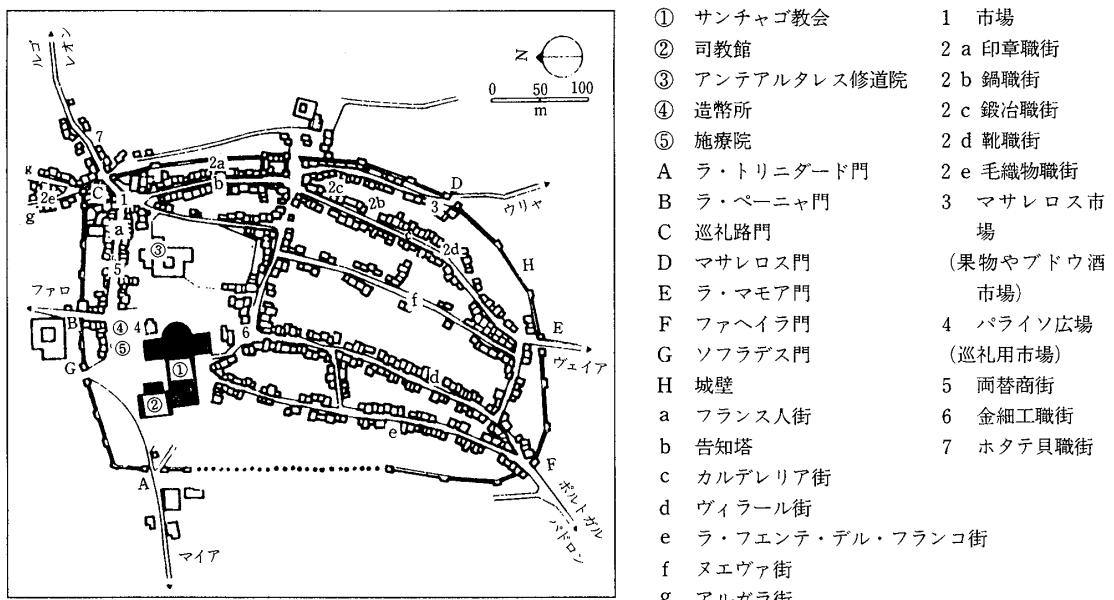
最後に都市・農村関係⁽⁷⁾についていえば、サンチャゴ教会がイムニテート権や上級領主権行使した大司教領は、周域と分区から構成され、大司教により任命された聖堂参事会長・フエス・聖堂助祭・司祭長が、これを支配した。こうした周域・分区支配の最末端に位置したのが、農村教区・村落共同体であり、ここにはヘルミレスが建設ないし再開発し、上中級領主役人を介して支配したパドロンなどの中小都市も存在した。

周域にはフォロ契約などの農業契約によって経営された有力住民の比較的大きな土地、中層住民の小規模な土地といった個別的市民所有地に加え、都市共有地や周域農民の土地も広くみられた。これらはいずれも、サンチャゴ教会の上級領主権に服属したのであ

った。周域外の分区では、小規模とはいえ王領地、イムニテート権をもつ有力教会・修道院所領も確認され、周域と周域外の分区の実態は複雑であった。こうした中で強力な周域支配を実現していたサンチャゴ教会は、教会収入と上級領主権確保のため、とりわけ有力住民による周域での土地所有拡大と周域農民支配を阻止すべく躍起となつた。

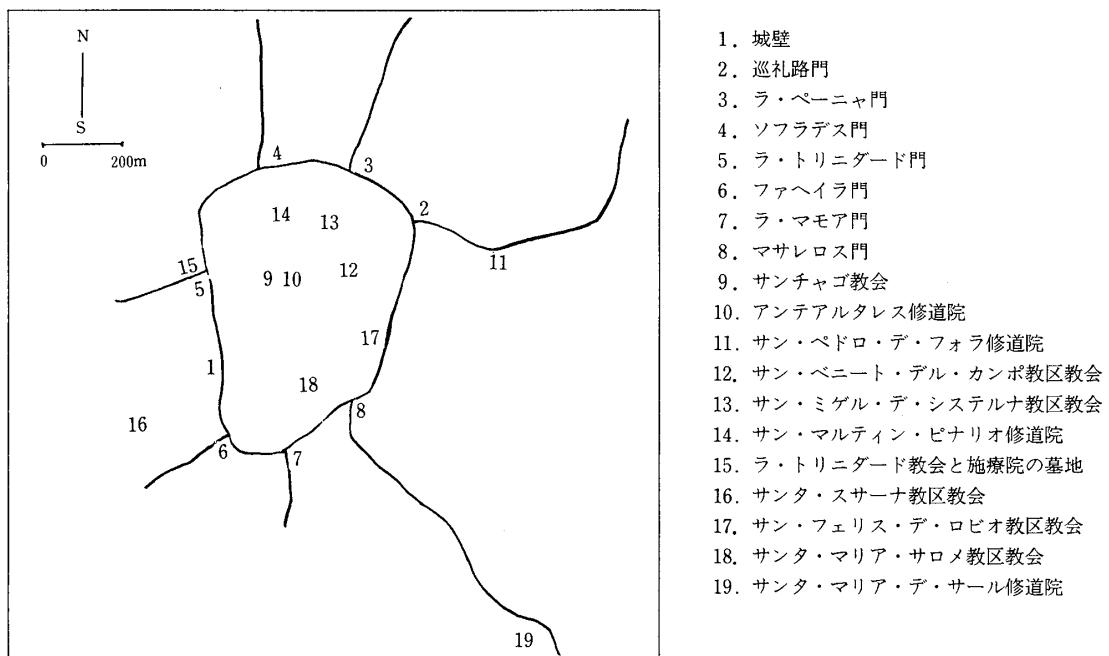
このように12世紀前半のサンチャゴでは、教会組織、政治・経済・社会構造、都市・農村関係といった全ての面において、大司教とサンチャゴ教会、わけても前者による強力な領主制的支配が貫徹されていたのであり、コミューン運動は、こうしたサンチャゴの都市構造そのものに根ざしていたのである。

地図1 12世紀初頭のサンチャゴの都市プラン



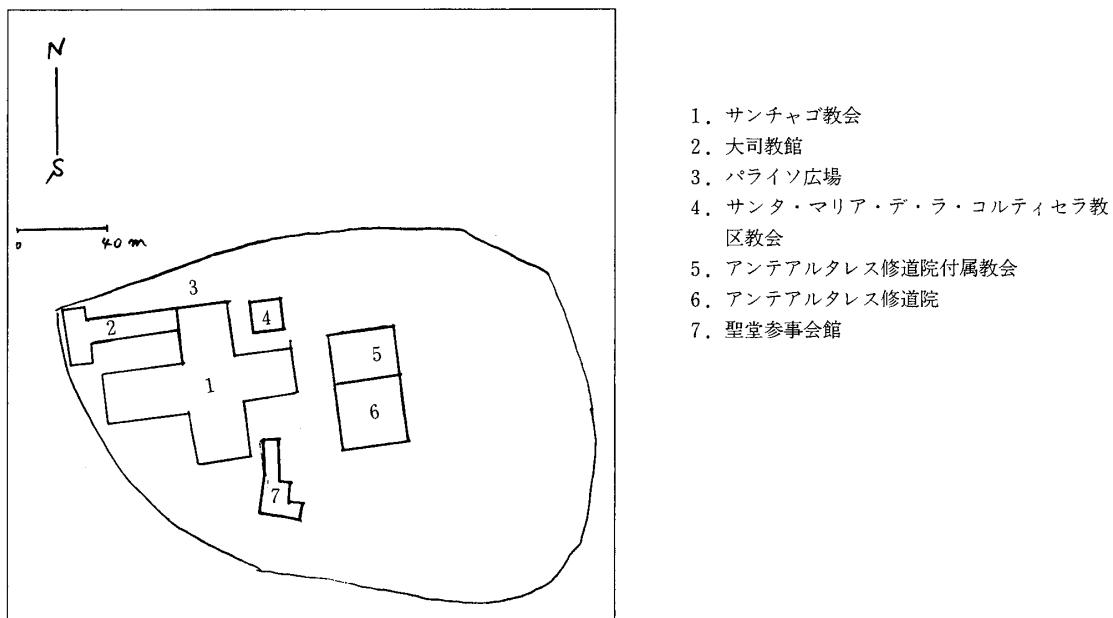
[Barreiro Somoza , J., El señorío de la iglesia de Santiago de Compostela (siglos I X - X I I I), p.239 より作成]

地図2 1150年頃のサンチャゴの教会・修道院



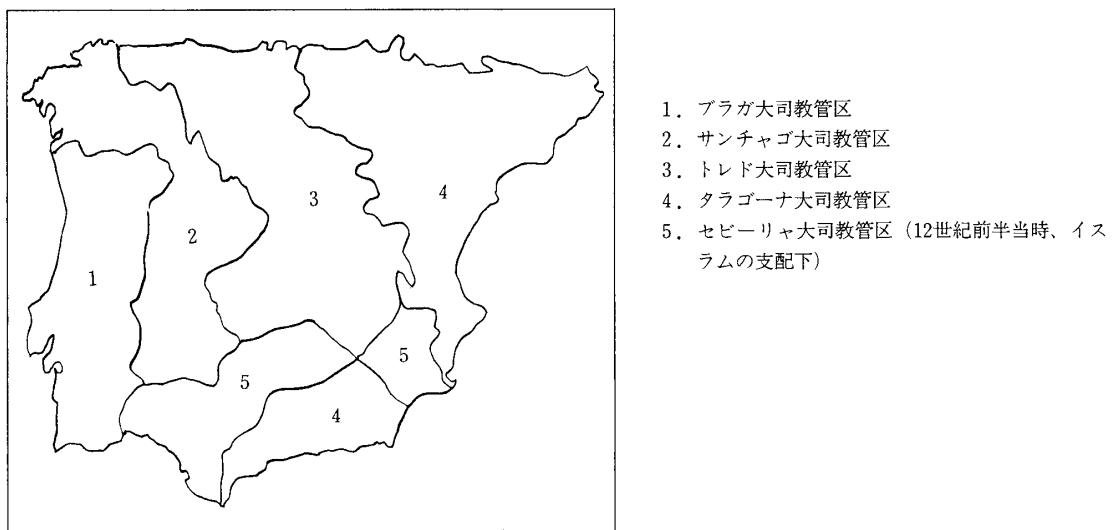
[López Alsina , F., La ciudad de Santiago de Compostela en la alta edad media , p.249より作成]

地図3 1150年頃のサンチャゴの都市中枢部



(López Alsina, F., La ciudad de Santiago de Compostela en la alta edad media, p. 251より作成)

地図4 中世のイベリア半島における大司教管区



(Suárez Fernández, L., Historia de España antigua y media, t. I I, p.138より作成)

地図5 1177年のサンチャゴ大司教領における分区と小分区



地図6 12世紀前半のサンチャゴ大司教領内の中小都市

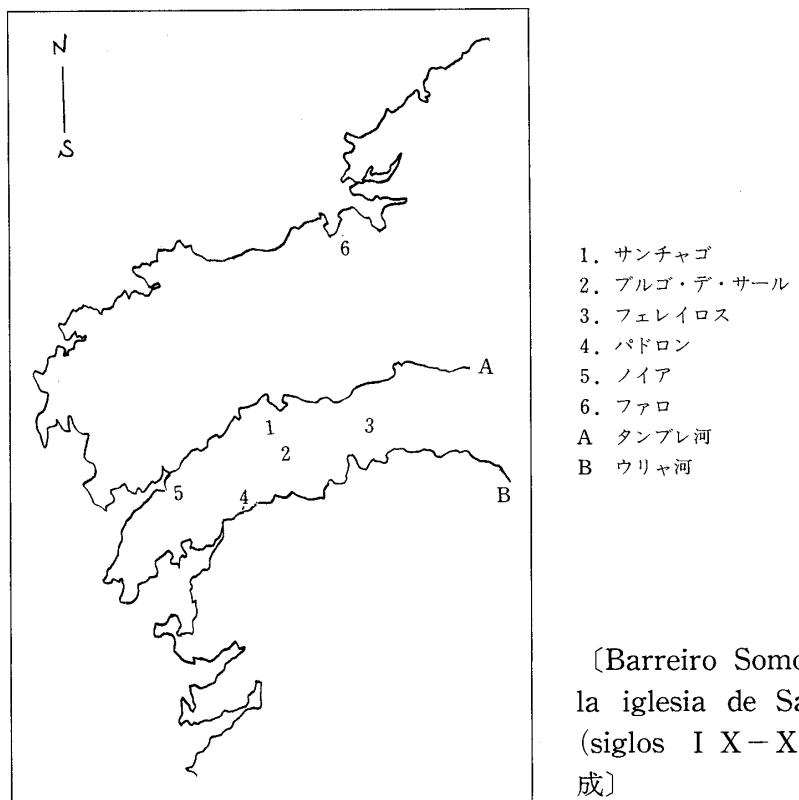


表1 聖堂参事会

上 級	聖堂参事会長	(1)
	聖堂参事会長老	(数名)
	合唱隊長	(1)
	学監	(1)
	宝物監理官	(1)
	聖堂助祭	(4)
中 級	所領監理官	
	司祭長	(28)
	その他	
下 級	合唱隊員などの 下級聖堂参事会員	

表2 教会財産

大司教財産
聖堂参事会財産
聖堂参事会長財産

() 内は人数

表3 1105年の都市法

全住民がサンチャゴ教会の支配のみに服する自由人	(9)
軍役義務免除金・死亡税なし	(1) (2)
結婚税・入植金なし	(3) (4)
5 s. 以上の担保供出なし	(5)
軍役義務の免除	(6)
周域・分区内での不法行為者の追捕権	(7)
国王裁判所に召喚されず	(8)
市内での不法行為への共同責任なし	(8)

(()内は条文番号。Barreiro Somoza, J., El señorío de Santiago de Compostela (siglos I X - X I I I), pp. 256-257 より作成)

表4 都市行政

大 司 教
メリーノ (1)、プリンケプス・ミリティアエ (1)
聖堂参事会長 (1)
フ エ ス サジョン (2)

() 内は人数

表5 1133年の市場令

	食 料 品	畜 家	手 工 業 製 品	原 料	奢 多 品	不 明
カステーリヤ(オレンセ地域)産の良質ブドウ酒	8q./1m. (1ℓ./0.33d.)	牡馬 牝馬	蹄鉄 大鎌 大鋤 犁刀	牛皮 山羊皮	胡椒 カミン 香煙	maraticam ①/1d.
その他の中質ブドウ酒	12q./1m. (1ℓ./0.18d.)	牡牛	4d.	8d.		
周城産のブドウ酒	1q./2s. (1ℓ./0.07d.)	牝牛	3d.			
良質のリンゴ酒	4c./1d. (1ℓ./0.06d.)	豚	3d.			
市内で樽詰めされた良質のリンゴ酒	3c./1d. (1ℓ./0.09d.)	大型の牡山羊	10d. (皮つき小山羊3d.)	山鎌 草刈り鎌	1d.	
果物		最上の羊	8d. (白い小羊6d、 皮をはいだ小羊3d.)	石鎌	0.5d.	
穀物		鳩鳥	4d.	葡萄酒袋	2s.	
肉	小麦粉	野兎	2d.	山羊皮の編上げ靴	18d.	
と	パン	面鳥、山鶲	1d.	婦人靴	12d.	
卵				最高級山羊皮靴	12d.	
価	大型の穴子	(並型) 7d. (並型) 3d.		男性用牛皮靴	5d.	
格	大型の鰯	(並型) 7d. (並型) 3d.		木靴	5d.	
	八つ目鰯	2d. (並型は1d.)		蠟燭		
	大型の蛸	(並型) 5d.				
	大型の鰯とボラ	(並型) 1d.				
	大型の鰯	1d.				
	海老	1d.				
	メルルーサ	(3)/1d.				
	カキ	(50)/1d.				
	鮪	(60)/1d.				

m.→マルク, s.→ソリドゥス, d.→デナリウス(いずれも貨幣単位)。従って8q./1m.は, 8クアルタにつき1マルクの価格を意味する。また(30)/1d.は, 個数30個につき1デナリウスを意味する。個数について特別の表示のないものは, 1個, 1頭, 1羽あたりの価格をさす(ただし蹄鉄と靴は1対の価格)。空欄は, 価格表示のないもの。なおブドウ酒に関する()内表示は, 1リットルあたりに換算したデナリウス価格を示す。

[Flórez, H., HC, lib. III, cap. 33; Barreiro Somoza, J., El señorío de la iglesia de Santiago de Compostela (siglos IX-XIII), pp.243-251より作成]

表6 1113年の周域令の主内容

領主役人や聖堂助祭の承認なしの差し押さえ、逮捕禁止	(1) (2) (17)
聖堂助祭は重罪事件に関する強制捜査権をもつ	(2)
重罪事件の裁判は四旬節や日曜でも可	(12) (19)
司祭長からフエスへの提訴制度	(3)
貴族の家の平和保証	(2)
親族の自有地に居住する隸属農民の軍役免除金・死亡税免除	(8)
都市での周域農民による日曜日の取引き禁止	(9)
教区・村落共同体の印章作成	(7)
貧民・身体障害者の保護	(4) (11)
反逆者・窃盗犯への援助禁止	(5)
商人・巡礼の保護・司祭や軍役免除に関する規定	(21) (23) (24)
下級貴族の領主役人の存在	(16)
3度窃盗を繰り返した者は処刑	(6)
毎月第1日目に周域住民の裁判集会開催	(13)
周域住民の裁判集会から聖堂参事会や大司教への提訴制度	(13) (14)
毎週土曜日の周域住民による狼狩り	(15)
周域の石の錘を度量衡の基準とする	(25)

〔()内は条文番号。Flórez, H., HC, lib. 1, cap. 96 より作成〕

表7 周域・分区行政

分区・周域東部	周域西部	その他（6小分区）
大司教	大司教	大司教
フエス	聖堂参事会長	下級貴族
聖堂助祭	フエス	下級貴族
司祭長	司祭長	の領主役人
サジョン	サジョン	

表8 パドロンの都市行政

フエス
聖堂参事会員 (2)
有力市民 (2)

()内は人数

註

I

- (1) 拙稿「12世紀前半のサンチャゴ・デ・コンポステラにおけるコミューン運動（上）」（以下「コミューン運動（上）」と略記）、『流通経済大学社会学部開校記念論文集』、流通経済大学出版会、1989年、823～842頁。

II

- (1) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.207, 217; Xavier, A., *Diego Gelmírez*, Barcelona, 1978, p.497.
- (2) Gautier Dalché, J., *Historia urbana* …, pp.68～70; Pallares Méndez, M. del C. (ed.), *Historia de Galicia*, Madrid, 1981, pp.96～100.
- (3) Flórez, H. (ed.), HC, lib. II, cap.21; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.228～230.
- (4) López Ferreiro, A., *Fueros* …, p.79.
- (5) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.101.
- (6) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.230～231.
- (7) *Ibid.*, pp.334～339, 420.
- (8) 本稿V-(1); VI-(1); VIII-(4) 参照。
- (9) 拙稿「コミューン運動（上）」、835頁。
- (10) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.255～256.
- (11) *Ibid.*, p.293.
- (12) *Ibid.*, pp.304～310.
- (13) *Ibid.*, pp.321～323.
- (14) Xavier, A., *op. cit.*, pp.358～367, 456～458.
- (15) Flórez, H. (ed.) HC, lib. II, cap.54, lib. III, cap.6; Xavier, A., *op. cit.*, pp.453～474.
- (16) Whitehill, W. M. (ed.), *Liber Sancti Jacobi*, lib. I, cap.17, Santiago de Compostela, 1944.
- (17) *Ibid.*, lib. I, cap.17.
- (18) *Ibid.*, lib. I, cap.17.
- (19) Gautier Dalché, J., *Historia urbana* …, pp.70, 80.
- (20) Vielliard, J. (trad.), *Liber* …, lib. V, p.97; Vásquez de Parga, L., *Las peregrinaciones* …, pp.378～381, 397.
- (21) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.253～254.
- (22) López Alsina, F., *op. cit.*, pp.249, 275.
- (23) 拙稿「コミューン運動（上）」、829頁。
- (24) Flórez, H. (ed.), HC, lib. II, cap.54.
- (25) García Alvarez, R., *Galicia y los gallegos en la alta edad media*, Santiago de Compostela, 1975, t. I, pp.172～173.

III

- (1) 地図1；地図2；地図3参照。
- (2) Vásquez de Parga, L., *Las peregrinaciones* …, p.393.
- (3) *Ibid.*, pp.406, 408.

- (4) 地図1；地図3参照。
- (5) 地図2参照。
- (6) 地図2参照。
- (7) Xavier, A., *op. cit.*, pp.456~457.
- (8) *Ibid.*, pp.454~458.
- (9) Vielliard, J. (trad.), *Liber* ..., lib. V, p.96.
- (10) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.219~220.
- (11) Vásquez de Parga, L., *Las peregrinaciones* ..., p.405; 地図1参照。
- (12) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.253; López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p.387.

IV

- (1) 表1参照。
- (2) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.170.
- (3) *Ibid.*, pp.167~172; Flórez, H. (ed.), HC, lib. III, cap.36.
- (4) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.175.
- (5) *Ibid.*, pp.80~81.
- (6) *Ibid.*, pp.82~84.
- (7) *Ibid.*, p.185.
- (8) *Ibid.*, pp.185~186.
- (9) *Ibid.*, p.189.
- (10) Flórez, H. (ed.), HC, lib. II, cap.2; Xavier, A., *op. cit.*, p.117.
- (11) アルフォンソ6世の娘ウラカ——後のカスティーリヤ女王ウラカ——と結婚したブルゴーニュ出身の貴族。教会改革運動を推進し、ウラカとの間にアルフォンソ7世をもうけている。
- (12) 1089~91年に教皇特使としてスペインに滞在し、ヘルミレスと親交があった。
- (13) Flórez, H. (ed.), HC, lib. II, cap.2; Xavier, A., *op. cit.*, pp.121~123.
- (14) Xavier, A., *op. cit.*, pp.174~176.
- (15) Vielliard, J. (trad.), *Liber* ..., lib. V, p.121.
- (16) Flórez, H. (ed.), HC, lib. II, cap.3; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.192.
- (17) Xavier, A., *op. cit.*, pp.470~471. 例えばアルフォンソ7世は、1127年に名譽聖堂参事会員となった。
- (18) *Ibid.*, pp.470~471; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.192.
- (19) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.192, 353~354.
- (20) Xavier, A., *op. cit.*, pp.316, 400.
- (21) Fletcher, R. A., *The episcopate in the Kingdom of León in the twelfth century*, Oxford, 1978, pp.149~150.
- (22) *Ibid.*, pp.150~151; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.192~194, 353~356.
- (23) Fletcher, R. A., *op. cit.*, p.153.
- (24) *Ibid.*, pp.153~154; López Alsina, F., *op. cit.*, pp.164~166.
- (25) Fletcher, R. A., *op. cit.*, p.155; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.194~195.
- (26) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.425~427.
- (27) Flórez, H. (ed.), HC, lib. II, cap.91.
- (28) Togneri, R. P. de, Diego Gelmírez: Una mentalidad al dia (以下 Una mentalidad ...と略記), *Conflictos* ..., p.115.

- (29) 表2参照。
- (30) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.195~196.
- (31) *Ibid.*, p.355.
- (32) *Ibid.*, pp.195~196.
- (33) *Ibid.*, p.195; Vielliard, J. (trad.), *Liber*…, lib. V, pp.120~121.
- (34) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.355.
- (35) Flórez, H. (ed.), HC, lib. III, cap.39.
- (36) *Ibid.*, lib. II, cap.94, lib. III, cap.46; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.195~198.
- (37) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.443~445.
- (38) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.111.
- (39) *Ibid.*, lib. I, cap.64.
- (40) Xavier, A., *op. cit.*, p.470; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.320.
- (41) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.64, lib. II, cap.3.
- (42) Xavier, A., *op. cit.*, pp.470~471.
- (43) Tognetti, R. P. de, *Una mentalidad*…, p.111.
- (44) López Alsina, F., *op. cit.*, pp.65~67.
- (45) *Ibid.*, p.60.
- (46) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.111.
- (47) *Ibid.*, lib. I, cap.111.
- (48) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.356.
- (49) *Ibid.*, p.225.
- (50) Fletcher, R. A., *op. cit.*, p.115.
- (51) Xavier, A., *op. cit.*, pp.250~253, 358~359.
- (52) Vielliard, J. (trad.), *Liber*…, lib. V, p.118.
- (53) バダホス教会は、当時なおイスラムの支配下にあった。
- (54) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.54.
- (55) Xavier, A., *op. cit.*, p.239.
- (56) *Ibid.*, pp.356~360, 367~396; Flórez, H. (ed.), HC, lib. II, cap.11~20; Suárez Fernández, L., *Historia de España antigua y media*, Madrid, 1976, t. II, p.138; 地図4参照。
- (57) Xavier, A., *op. cit.*, pp.367, 369.
- (58) Flórez, H. (ed.), HC, lib. III, cap.46.
- (59) Gautier Dalché, J., *Historia urbana*…, pp.353~358.
- (60) 本稿IX参照。

- (1) 表3参照。
- (2) López Ferreiro , A ., *Fueros* …, p .81.
- (3) Flórez , H . (ed .), HC , lib . I , cap .23.
- (4) Ibid ., lib . I , cap .23; López Ferreiro , A ., *Fueros* …, p .79.
- (5) Barreiro Somoza , J ., *op . cit .*, p .255.
- (6) Ibid ., pp .253~256. サンチャゴ最初の都市法は、巡礼路沿いの中小都市サアグーン最初の都市法——1085年のもので全30条から成る——と比べて、条文数が著しく少なく内容も簡略である。多くの周域農民が流入したサンチャゴでは、詳細な内容をもつ都市法発給により、フランス人などの外国人入植者を誘致する必要がさほどなかったこと、周域問題や物価などに関する条項が周域令や市場令の中に盛りこまれたことが、その原因であったと思われる。
- (7) Ibid ., p .256.
- (8) Ibid ., p .256.
- (9) Ibid ., pp .256~257.
- (10) Ibid ., p .257.
- (11) Ibid ., p .257.
- (12) Ibid ., p .257. なおサジョンには、下級の国王役人、領主役人と都市役人の三類型があったが、ここでは国王役人をさしている。
- (13) Ibid ., p .257.
- (14) 本稿VIII-(4) 参照。
- (15) 表4参照。
- (16) Barreiro Somoza , J ., *op . cit .*, pp .275~276.
- (17) Ibid ., p .275.
- (18) Flórez . H . (ed .), HC , lib . II , cap .68.
- (19) Ibid ., lib . II , cap .68.
- (20) Ibid ., lib . I , cap .64.
- (21) Barreiro Somoza , J ., *op . cit .*, p .275.
- (22) Flórez , H . (ed .), HC , lib . III , cap .18.
- (23) Ibid ., lib . III , cap .18.
- (24) Ibid ., lib . I , cap .49.
- (25) Ibid ., lib . II , cap .68.
- (26) Barreiro Somoza , J ., *op . cit .*, pp .275~276, 354.
- (27) Carlé , M . del C ., *Del concejo modieval castellano-leonés* , Buenos Aires , 1968, p .119.
- (28) Barreiro Somoza , J ., *op . cit .*, p .192.

VI

- (1) 表5参照。
- (2) Barreiro Somoza . J ., *op . cit .*, pp .232~233.
- (3) Ibid ., p .233.
- (4) Flórez , H . (ed .), HC , lib . III , cap .33.
- (5) Barreiro Somoza , J ., *op . cit .*, pp .233~234.
- (6) Flórez , H . (ed .), HC , lib . III , cap .33.
- (7) Ibid ., lib . III , cap .33.

- (8) Ibid., lib. III, cap. 33.
- (9) Ibid., lib. III, cap. 33.
- (10) Ibid., lib. III, cap. 33.
- (11) Ibid., lib. III, cap. 33.
- (12) Ibid., lib. III, cap. 33.
- (13) 本稿VIII-(3), (5) 参照。
- (14) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp. 234~235.
- (15) Flórez, H. (ed.), HC, lib. III, cap. 33.
- (16) Vielliard, J. (trad.), *Liber* ..., lib. V, p. 97.
- (17) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., pp. 106~116; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p. 238.
- (18) Gautier Dalché, J., *Historia urbana* ..., p. 70.
- (19) Flórez, H. (ed.), HC, lib. III, cap. 18.
- (20) Ibid., lib. III, cap. 18.
- (21) 拙稿「コミューン運動（上）」, 833頁。
- (22) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p. 253.
- (23) Flórez, H. (ed.), HC, lib. II, cap. 21.
- (24) 拙稿「11~13世紀のサンチャゴ巡礼路都市サアグーン」（以下「サアグーン」と略記）, 342~343頁。
- (25) 本稿III；地図1参照。
- (26) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap. 96.
- (27) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp. 237~238.
- (28) Ibid., p. 238; Vásquez de Parga, L., *Las peregrinaciones* ..., pp. 397, 405.
- (29) Flórez, H. (ed.), HC, lib. III, cap. 33.
- (30) 本稿VI-(1); VIII-(3), (5) 参照。
- (31) 本稿VI-(1) 参照。
- (32) 本稿VI-(1) 参照。
- (33) Flórez, H. (ed.), HC, lib. III, cap. 33.
- (34) Ibid., lib. III, cap. 33.
- (35) Vielliard, J. (trad.), *Liber* ..., lib. V, p. 96.
- (36) Xavier, A., *op. cit.*, p. 332.
- (37) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p. 272.
- (38) 本稿VI-(1) 参照。
- (39) Flórez, H. (ed.), HC, lib. III, cap. 33.
- (40) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p. 111; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp. 269~270.
- (41) Flórez, H. (ed.), HC, lib. III, cap. 33; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp. 269~270.
- (42) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., pp. 111~112.
- (43) Ibid., p. 112.
- (44) Gautier Dalché, J., *Historia urbana* ..., p. 70.
- (45) 本稿VI-(1) 参照。

- (46) 本稿VI-(1) 参照。
- (47) 本稿VI-(4) 参照。
- (48) 本稿VI-(3) 参照。
- (49) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.468.
- (50) Estepa Díez, C., *Estructura social de la ciudad de León (siglos XI-XIII)* (以下 *Estructura* …と略記), León, 1977, p.382.
- (51) 本稿VI-(1) 参照。
- (52) Flórez, H. (ed.), HC, lib. III, cap.33; López Ferreiro, A., *Fueros* …, pp.106~116; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.238.
- (53) López Ferreiro, A., *Fueros* …, pp.124, 131.
- (54) *Ibid.*, p.131.
- (55) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.271.
- (56) *Ibid.*, p.271.
- (57) López Ferreiro, A., *Fueros* …, p.128.
- (58) *Ibid.*, p.128.
- (59) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.271.
- (60) Sánchez-Albornoz, C., *La primativa organización monetaria de León y Castilla, Viejos y nuevos estudios sobre las instituciones medievales españolas*, Madrid, 1976, t. II, p.925.
- (61) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.258~260.
- (62) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.28.
- (63) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.257~260.
- (64) *Ibid.*, p.259.
- (65) Flórez, H. (ed.), HC, lib. III, cap.33.
- (66) *Ibid.*, lib. I, cap.96; 表6参照。
- (67) 拙稿「サアグーン」, 342頁。

VII

- (1) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.50, lib. II, cap.55, 62; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.303~309.
- (2) López Ferreiro, A., *Fueros* …, pp.158, 168~169.
- (3) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.310~317.
- (4) *Ibid.*, pp.315~317.
- (5) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.50.
- (6) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.320~324.
- (7) López Alsina, F., *op. cit.*, p.181.
- (8) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.228.
- (9) *Ibid.*, pp.469~470; López Ferreiro, A., *Fueros* …, p.173.
- (10) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.319; 本稿VI; VIII参照。

VIII

- (1) 本稿IV参照。
- (2) 本稿IV参照。
- (3) 拙稿「サアグーン」, 326~328, 350~352頁。

- (4) Togneri, R. P. de, *Las primeras* …, pp. 76~80; Xavier, A., *op. cit.*, p. 315.
- (5) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap. 111.
- (6) Vásquez de Parga, L., *La revolución* …, p. 696.
- (7) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap. 64, 65.
- (8) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p. 275; 本稿V-(2) 参照。
- (9) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p. 276; 本稿V-(2) 参照。
- (10) Flórez, H. (ed.), HC, lib. II, cap. 62.
- (11) *Ibid.*, lib. II, cap. 62.
- (12) *Ibid.*, lib. II, cap. 85.
- (13) *Ibid.*, lib. II, cap. 85.
- (14) *Ibid.*, lib. II, cap. 64.
- (15) 本稿V-(1) 参照。
- (16) Flórez, H. (ed.), HC, lib. III, cap. 33.
- (17) ウラカがカスティーリヤ女王となるのは、1109年である。
- (18) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap. 116.
- (19) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p. 272.
- (20) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap. 64; 本稿VIII註(50) 参照。
- (21) 本稿V参照。
- (22) 本稿III参照。
- (23) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap. 116.
- (24) *Ibid.*, lib. I, cap. 116.
- (25) López Ferreiro, A., *Fueros* …, p. 273.
- (26) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap. 116.
- (27) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p. 263.
- (28) 本稿VI参照。
- (29) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp. 263~264.
- (30) 本稿V-(1) 参照。
- (31) 本稿VI-(3); VII参照。
- (32) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp. 269~270.
- (33) López Ferreiro, A., *Fueros* …, pp. 110~111.
- (34) *Ibid.*, pp. 110~111.
- (35) *Ibid.*, p. 111.
- (36) 本稿VI-(3) 参照。
- (37) 本稿VI-(3) 参照。
- (38) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p. 272.
- (39) López Ferreiro, A., *Fueros* …, p. 227.
- (40) *Ibid.*, p. 227.
- (41) *Ibid.*, pp. 205~206.
- (42) 本稿VIII-註(47) 参照。
- (43) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p. 270.
- (44) *Ibid.*, p. 270.
- (45) 本稿VI-(4) 参照。

- (46) *Barreiro Somoza*, J., *op. cit.*, p.271.
- (47) *Ibid.*, p.271.
- (48) 本稿IX-(3) 参照。
- (49) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p.224.
- (50) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.64.
- (51) Flórez, H. (ed.), HC, lib. II, cap.6.
- (52) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p.265.
- (53) 本稿VI参照。
- (54) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.266. *criatione* は *magister* の対語として使われてお
り、職人・徒弟を指したとみてよい。
- (55) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p.107.
- (56) 本稿IX-(3) 参照。
- (57) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p.241.
- (58) *Ibid.*, p.107.
- (59) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.96.
- (60) *Ibid.*, lib. I, cap.96; 表6 参照。
- (61) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p.245.
- (62) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.254~256.
- (63) *Ibid.*, pp.254~255.
- (64) 本稿IX-(3) 参照。
- (65) Valdeón, J. (ed.), *Burgos en la edad media*, Valladolid, 1984, pp.148~149; 拙稿
「サアグーン」, 357頁。
- (66) Tognoli, R. P. de, Una mentalidad ..., p.117; La primera ..., p.97.
- (67) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.104.
- (68) *Ibid.*, lib. III, cap.33.
- (69) *Ibid.*, lib. III, cap.33.
- (70) 本稿VI-(1), (3) 参照。
- (71) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.267.
- (72) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.64.
- (73) *Ibid.*, lib. III, cap.33.
- (74) 本稿VIII-(4) 参照。
- (75) 本稿VIII-(4) 参照。
- (76) 拙稿「コミューン運動(上)」, 834~835頁。
- (77) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.73.
- (78) *Ibid.*, lib. III, cap.37.
- (79) Moxó, S. de, *Repoplación y sociedad en la España cristiana medieval*, Madrid, 1979,
p.467.
- (80) 本稿VI-(4) 参照。
- (81) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p.229.
- (82) 本稿VI-(3), (4) 参照。
- (83) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.86.
- (84) Gautier Dalché, J., *Historia urbana* ..., p.404.

- (85) *Ibid.*, p.403; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.253; Cantera Burgos, F., *Las juderías españolas y el camino de Santiago*, *XII semana de estudios medievales*, Pamplona, 1974, pp.96, 115.
- (86) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., pp.265~277, 387; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.253.
- (87) Cantera Burgos, F., *op. cit.*, p.115; Baer, Y., *A history of jews in christian Spain*, Philadelphia, 1961, vol. 1, p.191.
- (88) 本稿VIII-(6) 参照。
- (89) 本稿III参照。
- (90) 拙稿「サアグーン」, 352頁。

IX

- (1) 地図5;表6;表7参照。
- (2) 本稿IX-(4) 参照。
- (3) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p.145.
- (4) Flórez, H. (ed.), HC, lib. II, cap.22.
- (5) *Ibid.*, lib. II, cap.22.
- (6) *Ibid.*, lib. I, cap.96.
- (7) *Ibid.*, lib. I, cap.96.
- (8) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.192~193.
- (9) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.96.
- (10) 本稿IV-(1) 参照。
- (11) 地図5参照。
- (12) Fletcher, R. A., *op. cit.*, pp.153~155.
- (13) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.96.
- (14) *Ibid.*, lib. I, cap.96; 表6参照。
- (15) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.354.
- (16) *Ibid.*, p.446.
- (17) *Ibid.*, p.353; 地図5参照。
- (18) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.353, 358.
- (19) Flórez, H. (ed.), HC, lib. III, cap.19.
- (20) *Ibid.*, lib. I, cap.96.
- (21) *Ibid.*, lib. I, cap.96.
- (22) *Ibid.*, lib. I, cap.96.
- (23) *Ibid.*, lib. I, cap.96.
- (24) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.354.
- (25) *Ibid.*, p.357.
- (26) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.96; 表6参照。
- (27) *Ibid.*, lib. I, cap.96; 表6参照。
- (28) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.338~340.
- (29) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.96; 表6参照。
- (30) *Ibid.*, lib. I, cap.96.
- (31) 地図6参照。

- (32) 拙稿「サアグーン」, 320~321頁; Represa, A., EL "burgo" de Santo Domingo de Silos, *Homenaje a F. J. Perez de Urbel*, Burgos, 1976, t. I, pp.308~322.
- (33) López Ferreiro, A., *Fueros* …, pp.171~172, 175; 地図6参照。
- (34) Gautier Dalché, J., *Historia urbana* …, pp.87~88; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.316~317, 321, 328~329.
- (35) 本稿II参照。
- (36) López Ferreiro, A., *Fueros* …, pp.174~175; 表8参照。
- (37) *Ibid.*, pp.172~173.
- (38) *Ibid.*, pp.172~173.
- (39) Gautier Dalché, J., *Historia urbana* …, p.88.
- (40) López Ferreiro, A., *Fueros* …, pp.175~177.
- (41) *Ibid.*, pp.175~177; Gautier Dalché, J., *Historia urbana* …, p.88.
- (42) Gautier Dalché, J., *Historia urbana* …, p.89; Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.317, 394; Valdeavellano, L. G. de, *Orígenes de la burguesía en la España medieval*, Madrid, 1969, pp.173~174.
- (43) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp.224~225, 321~323.
- (44) *Ibid.*, p.324.
- (45) *Ibid.*, p.321.
- (46) *Ibid.*, p.316.
- (47) 本稿VI-(1) 参照。
- (48) López Ferreiro, A., *Fueros* …, pp.172~173.
- (49) 本稿VI-(1) 参照。
- (50) 本稿IV-(1); VIII-(2) 参照。
- (51) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap.64.
- (52) 本稿V-(1) 参照。
- (53) Flórez, H. (ed.), HC, lib. III, cap.33.
- (54) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.338.
- (55) López Ferreiro, A., *Fueros* …, p.107.
- (56) *Ibid.*, p.234.
- (57) *Ibid.*, p.267.
- (58) 本稿VI-(1) 参照。
- (59) 本稿VIII-(4) 参照。
- (60) Flórez, H. (ed.), HC, lib. II, cap.51.
- (61) *Ibid.*, lib. III, cap.7.
- (62) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.457.
- (63) 本稿VIII-(3); IX-(3) 参照。
- (64) Flórez, H. (ed.), HC, lib. II, cap.86.
- (65) *Ibid.*, lib. III, cap.49.
- (66) López Ferreiro, A., *Fueros* …, p.150.
- (67) *Ibid.*, p.239.
- (68) *Ibid.*, p.221.
- (69) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p.422.

- (70) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p. 234.
- (71) *Ibid.*, pp. 296~297.
- (72) *Ibid.*, p. 233.
- (73) 拙稿「サアグーン」, 355頁。
- (74) Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap. 96.
- (75) 本稿IX-註(56) 参照。
- (76) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p. 234.
- (77) Valdeón, J. (ed.), *Burgos en la edad media*, pp. 123~134, 148~149; 拙稿「サアグーン」, 356~357頁。
- (78) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p. 437.
- (79) *Ibid.*, p. 439.
- (80) *Ibid.*, p. 441.
- (81) Flórez, H. (ed.), HC, lib. III, cap. 4.
- (82) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p. 441.
- (83) Pontela Silva, E., *La región de obispado de Tuy en los siglos XIII a XV*, *Compostellanum*, 1975, vol. XX, pp. 150~162; Pallares Méndez, M. del C., *El monasterio de Sobrado*, pp. 198~202.
- (84) Estepa Díez, C., *Extractura* ..., pp. 377~378; Valdeón, J. (ed.), *Burgos en la edad media*, pp. 146~148.
- (85) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, pp. 304~305.
- (86) *Ibid.*, pp. 310~317; 本稿VII参照。
- (87) 本稿IX-(1) 参照。
- (88) Gautier Dalché, J., *Historia urbana* ..., p. 76.
- (89) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p. 234.
- (90) Flórez, H. (ed.), HC, lib. II, cap. 6; Pallares Méndez, M. del C., *El monasterio de Sobrado*, pp. 125~130.
- (91) Flórez, H. (ed.), HC, lib. II, cap. 6; Pallares Méndez, M. del C., *El monasterio de Sobrado*, pp. 216~218.
- (92) 本稿V-(1) 参照。
- (93) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p. 279.
- (94) *Ibid.*, p. 233.
- (95) 本稿V-(1); IX-(1) 参照。
- (96) 本稿IX-(1), (4) 参照。
- (97) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p. 292.
- (98) 本稿IX-(2) 参照。
- (99) 本稿IX-(3) 参照。
- (100) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p. 156; Flórez, H. (ed.), HC, lib. I, cap. 96.
- (101) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p. 169.
- (102) *Ibid.*, pp. 184~185.
- (103) Barreiro Somoza, J., *op. cit.*, p. 400.
- (104) 本稿III-(4) 参照。
- (105) López Ferreiro, A., *Fueros* ..., p. 245.

- (106) Flórez , H . (ed .), HC , lib . I , cap .96 ; 表 6 参照。
- (107) López Ferreiro , A ., *Fueros* …, p .233.
- (108) *Ibid* ., p .233.
- (109) *Ibid* ., p .246.

X

- (1) 本稿II参照。
- (2) 本稿III参照。
- (3) 本稿IV参照。
- (4) 本稿V参照。
- (5) 本稿VI ; VII参照。
- (6) 本稿VIII参照。
- (7) 本稿IX参照。